

9月12日（月）

令和 4 年 9 月 12 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理局長	松野善義
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
監査事務局長	高山智弘
人事委員会事務局長	日高幹夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の窪菌であります。よろしくをお願いいたします。

知事は、平成23年1月に知事就任早々に、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など相次ぐ災害からの復興と県民の命や暮らしを守るため、全力で取り組んでこられました。

本県が未曾有の危機的状況に直面しているのを知りながら、自分のエゴと都合で1期のみ務め、県民の期待もむなしく東京へと帰られた方もいらっしゃいましたが、河野知事におかれましては、一貫して対話と協働、現場主義を貫き、「復興から新たな成長へ」を県政の基本理念として、フードビジネスの振興やグローバルな市場開拓、企業成長、人材育成などに取り組んでこられました。そのことから、本県の農業輸出額は大幅に増加し、本県がこれまでなし得なかった成果が出ております。このことは、良識ある県民であれば誰もが認める場所でございます。

河野知事におかれましては、4日前に58歳になられたばかりでまだ若く、これから知事としての力を発揮できるものと、大いに期待いたしております。

全国知事会の地方税財政常任委員会委員長や政府税制調査会委員などの役職を通じて、総務省、国土交通省などの国とのパイプも一層強化され、県民の暮らしや命を守るため、本県が抱

える課題などに引き続き取り組んでいただきますようお願いしております。

コロナ感染症対策、ポストコロナへの経済対策、人口減少、高齢化対策、医療、福祉、国スポに向けた準備など、まだ道半ばで残された課題も多く山積しており、安定した県政運営が求められています。安全・安心で心豊かな暮らしの確保に向けて、次期4選は何としても果たさなければなりません。そこで、これまでの知事としての3期12年の実績と経験を踏まえ、本県の目指す将来の姿をどのように思い描いているのか、お伺いいたします。

続きまして、医療提供体制の強化であります。

本県でも、病床使用率が一時は50%を超え、医療機関では医療崩壊という状況が続いています。感染が爆発的に広がった第7波では、逼迫する医療現場や保健所の負担を軽減するため、本県では、病床確保はもとより、入院に至る前に治療や処方を行う自宅療養者初期治療センターの開設や、抗原検査キットの配布で医療機関を経由せずに陽性確定を行う陽性者登録センターを開設するなど、対応が図られています。全国的に見ても、本県ではいち早くこれらの対応を進め、高い評価を受けており、医療機関の負担軽減に成果が出ているものと思われま

す。そのような中、私は、つい3週間前でしたが、日頃から大変お世話になっている知人を亡くしました。その人は、コロナに感染したわけではありませんが、基礎疾患があり、最近では車椅子での生活で自宅療養していました。先月22日の朝、容体が急変し、救急車を呼びましたが、コロナ禍で、しかも日曜日とあって受入先が見つからず、救急隊の懸命な対応で病院を探していただき、2時間近くかかってようやく

宮崎市の病院が見つかりましたが、その間に容体は悪化し、搬送中に亡くなったとのことでありました。まさにこのことが、医療崩壊という状況で、助かる命も助からなかったということをも身をもって感じたところでもあります。

専門家からは、早くも次の第8波の話も出てくる中、今後もまずは県民一人一人が感染予防に努め、感染拡大を防ぐための対策が求められています。県として、医療提供体制のさらなる強化に向けて、今後どのように取り組んでいくのかを知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、本県の目指すべき将来の姿についてであります。

我が国の人口は、今後、本格的に減少していくと見込まれますことから、長期的な観点からは、できる限り減少を抑制し安定化させること、そして、人口減少下においても一人一人が生き生きと活躍し、安全安心で心豊かに暮らすことができる社会、力強い産業と魅力ある仕事があり、誰もが安心して働ける社会を構築することが何よりも重要と考えております。

こうした認識の下、私はこれまでの約12年間、困難な課題にも真正面から向き合い、ひたむきに県政運営に取り組んでまいりました。その結果、県民の悲願であります高速道路網の整備をはじめ、フードビジネスの振興やグローバルな市場開拓、防災医療の拠点である防災庁舎や県立宮崎病院の建設、宮崎カーフェリーの新船就航など、本県の安全安心な暮らし、将来の発展の礎となる基盤づくりが着実に進められてきたものと考えております。

しかしながら、直近では、コロナ禍等により県民の暮らしや地域経済に大きな影響が出ておりますことから、何よりもまず、早急かつ力強い復興を図り、本県の歩みをコロナ前の成長軌道に戻していく必要があるものと考えております。

その上で、AIやデジタル技術などを活用した産業の成長や労働力の補完、医療・福祉・教育の充実等の地域課題の解決など、安心して住み続けられる持続可能な地域づくりを推進してまいります。

さらには、全国有数の食料供給基地としてのポテンシャルを生かした農林水産業の成長産業化や、恵まれた自然環境を有効活用したゼロカーボン社会づくりへの貢献、充実したスポーツ施設等によるスポーツランドみやざきの推進、宮崎ならではの地域や人の絆、伝統文化に基づく地域活性化など、本県の強みを生かした活力ある未来づくりに取り組んでまいります。

県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、このような宮崎再生に全身全霊を傾けて取り組み、オール宮崎の体制で、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる、安心と希望あふれる宮崎県を実現してまいります。

次に、医療提供体制のさらなる強化についてであります。

議員のお知り合いの方が亡くなられたということで、心よりお悔やみを申し上げます。

今回の第7波では、感染者の爆発的な増加や医療従事者の感染等により、一部の医療機関においては、外来や救急の受入れが制限されるなど、一般医療にも大きな影響が及び、地域医療は危機的な状況に直面したところでもあります。

九州唯一の医師少数県で、医療提供体制が脆

弱な本県におきまして、感染拡大時に適切に医療を提供していくためには、外来診療や入院など、医療機関ごとのコロナ対応へのさらなる強化を図りながら、限られた医療資源を効率的に活用していくことが必要であると認識しております。

このため、医師会等とも連携しながら、役割分担に応じた医療機関の機能及び連携体制を充実させ、引き続き、宿泊施設、自宅も含めた総合的な医療提供体制の強化を進めてまいります。

また、全数把握の見直しや次の感染症危機に向けた感染症法等の改正の動きもありますので、こうした国の方針も踏まえつつ、今後、県として必要な対応をしっかりと検討してまいります。

このような取組を通じ、新型コロナをはじめとする感染症の脅威から県民の命と健康を守る、医療提供体制のさらなる強化に努めてまいります。以上でございます。〔降壇〕

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

現在、県内のワクチン接種は、3回目から4回目へと進んでいる状況であります。最近では、B A. 1やB A. 5のオミクロン株に対応したワクチンが開発され、B A. 1のオミクロン株に対応したワクチンについては、近く高齢者や医療関係者の優先的接種が検討されておりますが、さらには、新たにB A. 2.75のオミクロン株が出ているという情報もあります。ウイルスがより感染力の強いものに進化すれば感染者が急増することから、第8波が来ることも予想され、さらなる接種率の向上が求められています。

また、先日、小児ワクチンの接種が努力義務

化されたことから、子供へのワクチン接種についてはどのようになるのかなど、本県のワクチン接種の状況と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の3回目のワクチン接種は、高齢者の接種率は9割以上となっておりますが、30代以下の接種率は約6割と低い状況にあります。また、高齢者の4回目接種は約7割、5歳から11歳までの小児の2回目の接種は約2割となっております。接種率の向上が課題となっております。

県内では、子供を含む若い世代の感染者が増加し、家庭内で広がることで、全体への感染が増えていることから、県では、9月を「宮崎県小児ワクチン接種促進月間」として、SNSでの広告や県内各地での集団接種を実施し、小児接種の取組を強化しているところであります。

引き続き、市町村とさらなる連携を図りながら、若年者や高齢者のそれぞれの世代に応じた効果的な広報を行うなど、接種率の向上に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 コロナの感染拡大に伴う県独自の緊急事態宣言や国のまん延防止等重点措置による様々な行動制限は、地域経済にも大きな影響を与えました。

県では、経済対策として様々な分野で支援事業を行っておりますが、商工業分野の県独自の支援事業として大きなものとしては、「県内事業者緊急支援金」と「緊急雇用維持支援給付金」があったと認識しております。

コロナによる影響は、業種や事業規模によって様々であり、効果検証が難しい部分はあると思いますが、支援を受けた事業者からどのような反応があったのかなどを含めて、この2つの事業の支給実績と事業効果について、商工観光

労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県内事業者緊急支援金につきましては、県の緊急事態宣言や国のまん延防止等重点措置等の影響を受けて、売上げが50%以上減少した事業者に、原則10万円の支援金を支給したものでありますが、延べ1万8,890件、21億5,430万円の支給を行っております。

また、緊急雇用維持支援給付金につきましては、労働者の雇用を維持するため、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業者に、その10分の1相当額を支給したものでありますが、延べ3,181件、約1億8,651万円の支給を行っております。

事業者が受けるコロナの影響の度合いは、事業規模や業種などによって様々でありますけれども、商工会議所や商工会等を通して県内事業者から、「事業運営や雇用維持の一助になった」という声を伺っており、一定の効果があったものと考えております。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。

次に、医師不足対策についてであります。

宮崎県は、医師偏在指標に基づいて、医師少数県に位置づけられております。医師の高齢化と若手医師の不足、偏在（地域偏在、診療科偏在）により、救急医療をはじめ、地域医療の確保は年々厳しさを増してきています。

私どもの西諸圏域では、唯一、分娩を受け入れてきた小林市立病院が本年度より外来診療週1日のみとなったほか、小児科・循環器内科の専門の医師も不在となっております。そこに働き方改革への対応が加わり、今後さらに厳しくなることが懸念されています。

このため、宮崎大学医学部や基幹型研修病院の研修医、専攻医を確保し、地域医療対策協議

会で協議しながら県内定着を図ることが必要となつてまいります。これまでの県・大学・医師会等によるオール宮崎での取組により、一定数は確保できていると思いますが、さらなる増強に向けて取り組むことが必要であると思っております。

そこで、本県の医師になることを目指す医学生を確保するため、令和4年度から宮崎大学医学部の地域枠が拡充されてきましたが、これまでの医学部地域枠の実績について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 平成18年度から開始した地域枠で入学した医学生は、令和4年度までに宮崎大学医学部に296名、長崎大学医学部宮崎県枠に22名の合計318名となっております。令和4年4月時点で168名が卒業し、医師になっておまして、このうち約8割の136名が現時点で県内で勤務しております。

○窪菌辰也議員 地域枠で入学した医学生に卒業後も引き続き県内で活躍してもらうためには、地域医療の重要性を伝え、県内でキャリアを積み、本県医療のために力を発揮してもらうためのキャリア支援に対する取組も重要となつてまいります。

そこで、地域枠の卒業医師の県内定着に向けてどのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医師少数県である本県におきまして、地域枠卒業医師の県内着を図る上で、医師のキャリア形成への支援や勤務環境の改善に取り組むことは大変重要であります。

このため、まず、キャリア形成支援につきましては、卒業後、県内で9年間、そのうち4年間を宮崎東諸県医療圏域以外の医師少数区域等

で勤務する「キャリア形成プログラム」の内容の充実を図るとともに、期間中におきましても、スキルアップのための県外研修や海外留学等に柔軟な対応をしております。また、専門医の取得支援や小児科などの特定診療科専門研修に係る資金貸与も実施しております。

勤務環境の改善では、女性医師の仕事と家庭の両立や復職支援等に取り組んでいるところがあります。

今後とも、関係機関と一体となって、医師の県内定着に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、医師の働き方改革についてであります。

医師の働き方改革の施行が2年後の2024年に迫っており、各医療機関では、労働時間短縮計画の作成、宿日直許可の取得に向けて努力しているところではありますが、宮崎県は医師過少地域であり、小規模な病院や診療所にて、少数の医師により救急医療を担っている医療機関が多く、宿日直許可の取得ができない場合、救急医療の継続が困難となることが予測され、地域医療体制に大きな影響が出ると思われま

す。宮崎県医師会からは、医師独自の宿日直基準の策定、あるいは開始時期の延長や緩和をお願いしたいとの声を受けているところがあります。

そこで、この医師の働き方改革に向け、県としてどのような支援・取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 医師の働き方改革の推進は、医療の質・安全を確保するとともに、医師の県内定着を図る上でも非常に重要と考えております。

このため、県医師会や労働局とも連携し、医療勤務環境改善支援センターを活用しながら、

制度の周知や専門家による支援等を行うとともに、救急医療等を担う医療機関に対し、労働時間短縮に資するICT機器の整備費用等の補助を実施しております。

一方で、地域医療体制への影響につきましても懸念されることから、本県を含む医師少数県の知事で構成する知事会を通じて、国に対して、制度の運用に当たっては、地域の医療体制に影響が生じることがないように、医師確保対策や偏在対策と一体的に進めるよう要望を行っております。

今後とも、関係機関と連携した支援を行うとともに、国に対しても様々な機会を通じて地域の実情を訴えてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、訪問看護ステーションへの支援についてであります。

訪問看護ステーションは、看護師などが利用者宅を訪問し、病気や障がいのために療養生活を必要とされている利用者に対しまして、看護等のサービスを提供しておりますが、令和4年4月1日時点において、県内では148か所が稼働しているということでもあります。

在宅における医療や看護ニーズの高まりにより、訪問看護ステーションは今後ますます重要になってくるものと認識しておりますが、令和元年度に宮崎県看護協会が行った調査によりますと、その約70%は小規模ステーションという結果になっており、経営者からは運営が大変であるとの声も聞くところでもあります。

そこで、訪問看護ステーションの運営が厳しい中、どのように支援していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。福祉保健部長の答弁が続きますけれども、よろしく申し上げます。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 訪問看護ステーションは、在宅医療と介護の連携、さらに

地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で、大変重要な役割を担っているところであります。

県としましては、訪問看護ステーションが安定して運営を続けていくためには、体制の強化が必要と考えており、訪問看護職員の新規雇用や育成等に要する経費の支援を行うとともに、ICTの活用による業務効率化を進めるため、タブレット等のICT機器の整備や、訪問記録の作成などをサポートするソフトの導入等に要する経費の支援を行っているところであります。

今後とも、これらの取組を通じまして、訪問看護ステーションの運営を支援し、訪問看護体制の一層の充実に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、訪問看護総合支援センターの設置であります。

地域包括ケア推進に伴い、在宅での療養が主流となっていく中で、国は、訪問看護従事者数は約12万人が必要であると示しています。そのような中、日本看護協会は、訪問看護師倍増を目指し、訪問看護総合支援センターの設置促進に取り組んでおります。

そのメリットは3つありまして、まず1つ目は、センターにおいて一元的に事業を実施することで、関係団体に個別に委託されている事業が効率よく展開できること、2つ目は、関係者が一堂に会する場を設定することにより、より効果が期待できること、3つ目は、新型コロナウイルス感染症や自然災害では、訪問看護ステーション間の連携が極めて重要であり、センターが調整を行う窓口となり、連携構築を担うことができるとしています。

県看護協会も、この構想に全面的に賛同しており、私も、このような訪問看護における総合

支援機能の制度化を図ることは重要であると思っております。そこで、訪問看護総合支援センターの設置に向けて、県としてどのような支援ができるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 訪問看護総合支援センターは、地域における訪問看護提供体制の安定化、人材確保や質の向上などの取組支援を総合的に行う拠点として、御質問にありましたように、日本看護協会が設置を推進しているものであります。

訪問看護につきましては、県ではこれまで、訪問看護師のキャリアに応じた人材育成や相談窓口の設置など、県看護協会と連携・協力しながら進めてまいりました。訪問看護総合支援センター設置につきましても、他県の事例や国の動向も注視しながら、看護協会とも十分に情報を共有し、県としての支援の在り方について研究してまいります。

○窪菌辰也議員 次に、医師会立看護師・准看護師養成所への財政支援についてお伺いいたします。

医師会立看護師等養成所の県内就職率は、県平均よりも高く、宮崎県の看護師確保に多大な役割を果たしておりますが、経営的に非常に厳しく、クラス数縮小等の再編成を余儀なくされ、継続運営に大変苦勞されているところであります。仮に今、養成所がなくなれば、県内の医療は崩壊すると言っても過言ではありません。特にこのコロナ禍において、ICTを利用した遠隔授業の導入や授業の効率化が求められるとともに、コロナの影響により、養成のために必要不可欠な実習が十分行えない等の障害が出ていると聞いております。

このため、県内の養成所が共通で使えるシステム構築や、感染症のパンデミックに備えた感

染予防・感染対策など、さらなる医師会立看護師・准看護師養成所への財政支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 看護師等養成所への運営費補助につきましては、県内就職率、看護師国家試験等の合格率などに応じた県独自の調整率を設定しており、県内就職率の高い医師会立養成所につきましては、補助が割増しとなっております。

また、コロナ禍においても学び続けることのできる環境を確保するため、令和2年度に、遠隔授業の推進や学内実習環境整備に係る経費について支援制度を設け、医師会立看護師等養成所を含む全学校全課程に御活用いただきました。

看護師等の確保における養成所の役割は大変大きいものと認識しておりますので、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、看護師の専門性向上についてであります。

県内では、平成26年度から、県立看護大学が感染管理認定看護師の課程を開講しており、これまで多くの認定看護師を輩出しています。感染管理の専門人材として、感染管理認定看護師が今回のコロナ禍において、医療機関での対応や高齢者施設での感染拡大防止等で多大な役割を果たしたと聞いております。

しかし、この認定看護師の養成には約8か月の期間を必要とするため、代替人員の確保等に経費を必要とします。

また、国において、在宅医療分野など特定の行為について、医師の判断を待たずに、あらかじめ定められた手順書に基づき対応できる「特定行為に係る看護師」制度が施行され、県内でも1施設が研修機関として研修を開始してお

り、今後期待されるところであります。この特定行為の研修に要する期間は約1年であり、eラーニングなどにより、働きながら研修を受けることができるようにカリキュラムが組んでありますが、受講料等の負担が大きいと聞いております。

県では、既に様々な支援を行っておりますが、このような認定看護師や特定行為研修など、看護師の専門性向上に係る研修受講へのさらなる支援ができないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認定看護師や特定行為研修を修了した専門性の高い看護師の育成は、地域における質の高い医療の確保や在宅医療の充実においても大変重要なことと認識しております。

県では、これまで専門性の高い看護師の育成に向けて、特定行為の研修機関として指定を希望する医療機関に対し、開設に必要な資機材などの準備費用や、初年度の運営費の支援を行うとともに、特定行為研修を含めた専門性の向上に資する看護師の研修派遣費用について、補助を行ってまいりました。

引き続き、多くの看護師が専門性の向上を図ることができるよう、特定行為指定研修機関の拡大など必要な環境整備に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、人口減少対策基金であります。

人口減少対策基金については、少子高齢化・人口減少が進む中、全庁的に基金を活用して人口減少を抑制し、本県の未来を支える人材の育成・確保に関する取組を加速させ、人口減少によって生じる課題など将来にわたって活力を維持し、地域づくりを進めることを目的に、令和元年度に創設されました。

これまでに、若者に情報を届け、地域とつなげる「若者の定住・Uターン」、ふるさと回帰や移住を拡大する「移住・U I Jターン」、産業の魅力を高め、人材を呼び込む「産業人材の育成・確保」、中山間地域の暮らしや産業を支える「中山間地域づくり」、未来の人材を地域で育てる「出会い・出産・子育て支援」など、多くの事業を実施してきましたが、その中でも基金を活用してどのような少子化対策に取り組んできたのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の少子化対策としましては、これまで、「未来みやぎ子育て県民運動」を展開するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施してきたところであります。

人口減少対策基金につきましては、議員の御質問にありましており、人口減少対策を全庁的に推し進めるため創設したものであり、少子化対策の分野におきましては、これまで十分に手が届いていなかった取組に活用してきたところであります。

具体的には、結婚支援としまして、若い世代を対象にした結婚の機運醸成や、グループ単位での出会いの場を提供する事業に、また、市町村支援としまして、子育て世帯を対象とした相談窓口の設置促進や、地域の実情に応じた少子化の課題解決事業などに取り組んできたところでございます。

○窪菌辰也議員 よろしくお伺いしたいと思います。

次に、金銭管理が難しい方々に対する支援についてお伺いいたします。

認知症などで判断能力が十分でない方は、自分で必要な手続やお金の支払いがなかなか難し

いことがあります。こういった方々にとっては、日常生活も不安ですし、場合によっては、契約を結ぶときに内容が理解できなかつたり、悪意のある業者に気づかないうちに物を買わされたりといった困った状況にも陥りかねません。

こうした状況をつくらないための支援体制は、今後、高齢化が進むにつれ、ますます重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、認知症などにより判断能力が十分でない方に対し、どのような支援があるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下し、日常生活に不安や支障がある方への支援といたしましては、日常生活自立支援事業と成年後見制度がございます。

日常生活自立支援事業は、各市町村社会福祉協議会が利用者との契約に基づき実施するもので、福祉サービス利用のための手続や利用料の支払い等、日常的な金銭管理などに対する援助を行うものであります。

また、成年後見制度は、民法上の制度で、判断能力が十分でない方が法律行為で不利益を被らないように、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、福祉施設の入退所など様々な契約や財産管理などを代理で行うものであります。

○窪菌辰也議員 主に支援制度には2つあるということだと思っておりますが、そのうち成年後見制度について、8月13日の宮崎日日新聞に、大幅改正に向けた議論の記事がありました。

現在の仕組みでは、成年後見制度の利用を始めると、原則、途中でやめたり後見人を替えたりすることができないため、必要な人が必要な

ときだけ使えるようにするほか、後見人を柔軟に交代できるようにする方向で、法務省が有識者検討会を設置し検討を進めているということのようであります。

今後、法務省が検討する課題も含め、課題はできる限り解決して、必要な方が適切な支援を受けられるよう、支援体制を整えておく必要があると思います。

そこで、成年後見制度の本県の課題と取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 議員御指摘のとおり、現行の成年後見制度については、途中で後見人等の変更ができないことや、報酬の算定が分かりづらいこと等の課題があるとされておりますが、認知症の方の増加に伴い、本制度の利用者がさらに増えることが予想されますことから、後見業務の担い手の確保も重要な課題と考えております。

このため県では、弁護士等の専門職に加え、新たな担い手として、市町村社会福祉協議会等の法人による受任を促進しており、法人の職員に対する研修を行っているところであります。

県としましては、国の制度改正の議論を注視しつつ、判断能力が十分でない方が必要な支援を受けられるよう、市町村等と連携して必要な体制整備に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 福祉保健部長には、長々ありがとうございます。

次に、東京ビル再整備事業について伺います。

東京ビルは、東京都千代田区九段南の県有地に昭和47年に建設されて以来、我が国の政治・経済・学術の中心である東京において、本県発展につながる施策推進の戦略拠点としての役割を担ってきたところであります。

一方、ビルの老朽化に伴い、本来の機能が十分に果たせない状況から、県では、昨年3月に再整備に向けての基本計画を策定、その後、施設内容の提案募集を公募で実施し、優先交渉権者を決定したと伺っております。

そこで、東京ビル再整備事業の進捗状況と今後のスケジュールについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺善敬君) 東京ビルにつきましては、建設から約50年が経過し、老朽化などの課題を抱えておりましたので、今回、学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等の機能を有する首都圏の戦略拠点として再整備を行うものです。

事業実施に当たりましては、民間の創意工夫が発揮され、県財政にも貢献できるよう、民間活用手法のうち、いわゆる定期借地権方式により公募を行い、県産木材の活用や女性が利用可能な個室の整備など、新たな機能・価値を備えた提案の中から、本年5月に優先交渉権者を決定いたしました。

今議会にお願いしております債務負担の議決後、設計に着手し、令和6年10月までに既存ビルの解体を終え、令和8年10月から供用開始する予定です。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。

次に、2020年の農林業センサスによりますと、総農家戸数は3万940戸となり、20年前に比べ45%減少しております。また、基幹的農業従事者の平均年齢は65.9歳となり、20年前に比べ6.6歳上昇しているなど、担い手の減少と高齢化は確実に進行していることが分かります。

実際、私の住む小林市でも、後継者は20軒に1軒程度しかいない上に、これまで何とか農業を続けてきた我々70歳以上の農家が、あと10年

もするとリタイアを余儀なくされ、担い手の減少はさらに進むものと危惧しております。

このようなことから、農業の担い手対策、中でも新規就農者の確保・育成は、農業の最重要課題だと考えています。

そこで、新規就農者の確保・育成に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県農業を支える担い手は大幅に減少しており、新規就農者の確保・育成は喫緊の課題であります。

このため本県では、新規就農者を幅広く確保するため、県農業振興公社のほか、市町村やJA等に就農相談窓口を設置し、就農から定着に至るまで切れ目のない支援を行っております。

具体的には、県内外での就農相談会の開催、県内14か所のトレーニング施設等において技術習得に向けた研修などを実施するとともに、国の事業を活用し、就農準備段階及び農業経営開始に必要な資金の交付などを行っております。

今後とも、関係機関・団体と連携を図りながら、新規就農者の確保・育成に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 就農相談から定着まで切れ目のない支援に取り組んでいるということであり、中でも新規参入に対しては手厚い支援が行われているようではありますが、私は、親の資産をそのまま引き継げることや、親の協力により早期に安定経営が期待されている親元就農をもっと進めるべきではないかと考えています。

そこで、親元就農者に対する支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、令和元年度より、国の事業の対象とならない親元就農者に対して、市町村と連携し、早期の経営安

定に必要な資金を交付しております。また、国に対して、親元就農者に対する支援を継続して要望した結果、経営開始時の機械や施設等の導入に伴う初期費用を国と県が一体的に支援する「経営発展支援事業」が本年度創設されたところであり、現在、活用の推進を図っているところです。

県としましては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、親元就農者の支援に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

新規就農者の確保・育成によって、将来の地域農業を若者が中心に担う農業構造への転換が図られることを期待しておりますので、引き続き、担い手確保に向けた取組についてよろしくお願ひいたします。

第12回全国和牛能力共進会が、いよいよ来月6日から10日まで、鹿児島県で「和牛新時代 地域かがやく和牛力」のテーマの下で開催されます。

全共は、大会ごとに時代の要求に応じたテーマを掲げ開催されますが、昭和52年に都城市で開催された第3回全共においては、「和牛を農家経営に定着させよう」でありました。農家経営の安定と和牛の定着が、当時の時代が求めていたものであったと想像できます。

今回の「新時代」とは、和牛肉の食味の新たな価値観の創造として、サシだけでなく、和牛の特徴を打ち出すことであり、「地域かがやく」は、昔からその地域で飼われてきた牛の遺伝資源の血統の意義を指すとなっております。

全国第3位を誇る令和2年度の畜産の産出額2,157億円のうち、肉用牛は708億円と約3割を占め、本県農業を維持するためにも大変重要

な産業となっております。こうした評価を将来確かなものにするには、現状にとどまることなく、常に成長・発展が求められております。

今回の全共を通じて、本県の和牛の生産・流通・消費がお互いに連携し、共に宮崎牛の魅力の向上と本県農業を支える基幹産業としての成長を実現するためには、本県の宮崎牛の生産基盤の強化をさらに進めなければなりません。

そこで、全共の取組を通じて、宮崎牛の生産基盤の将来像をどのように描いているのか、全共の年でありますので、これは知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国和牛能力共進会は、和牛の日本一をかけた戦いではありますが、好成績を上げるというその結果に加えて、その過程におきまして、優秀な雌子牛を地元に残すことで「牛が育ち」、牛の飼養管理技術を競うことで「人が育ち」、これらを地域ぐるみで行うことで「産地が育つ」という、牛・人・産地を育てていく長期的な視点で取り組むことも重要であります。また、全国的な和牛生産のレベルアップを図っていくことも重要なテーマであろうかと考えております。

本県は、これまでの全共で、3大会連続となる内閣総理大臣賞を獲得し、宮崎牛は大きく躍進を遂げ、全国の和牛生産をリードするまでに至りました。全国におけるモデルとして、その一つの目標にも今、なっているところであろうかと思えます。

4大会連続に挑む今回は、これまでの経験者に加えて、新たな若い後継者や技術員が多数参加しており、頼もしく感じているところであります。今朝、宮崎中央の子牛競り市に参加して、関係者を激励してきたところでありますが、若い担い手が随分多いなど、大変心強く

思ったところであります。

今回、高校生の部に出品します小林秀峰高校をはじめ、しっかりと将来に向けての人材を育てていくこと、これも生産基盤の将来像を考える上で非常に重要な課題でありますし、もう一点、宮崎中央からは第5区高等登録群に出品されるわけではありますが、その出品者、増田純一さんともお話をしてまいりました。本県における最終予選選抜会におきましては、なかなか牛を立たせるところに苦労されておりましたが、牛自体が極めて優秀だからということで代表牛に選ばれた。そうすると今、毎日、技術員がその牛を立たせるというような技術を——産地が一体となって牛を育てているというチーム宮崎の底力も、お話を伺う中で感じたところであります。

今回の全共に携わる全ての方々がお互いに切磋琢磨することで技術力を高め合い、その成果を地域につなげることで、将来を担う若い後継者が夢と希望を持って畜産に取り組める、そのような力強い生産基盤を築いてまいります。

○窪菌辰也議員 生産基盤がまずしっかりしないと、牛も育たないということでございます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、宮崎牛の販売戦略についてです。

宮崎牛は、全共の成績をいち早く有効に利用し、今や全国のトップブランドにまで成長してまいりました。この原動力となったのは、県内各地域にあった銘柄牛を「宮崎牛」という統一名称で、関係機関が連携して一体となって販売・PRに取り組んできたからではないかと思えます。

今回の全共でも、日本一をぜひとも獲得したい気持ちは皆さんと同じですが、全共の成績い

かんにかかわらず、しっかりと販売戦略を持って宮崎牛のブランド力の強化を図る必要があると思います。

そこで、宮崎牛のブランド力強化に向けた販売戦略について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、本年3月に、「県産食肉販売・輸出戦略」を策定し、食肉の生産から流通・販売に関わる関係機関と連携して、販路拡大や輸出力の強化などの取組を進めております。

この中で、宮崎牛については、「より良き宮崎牛づくり対策協議会」を中心に、県内対策として、食育活動を通じた理解醸成や、毎月29日の「お肉の日」に合わせたフェアの開催、県外対策として、ふるさと納税を活用したPR、海外対策として、日本食の調理方法や食べ方の普及、さらに、コロナ禍における巣ごもり需要に対応したECサイトの充実や、SNSを活用した情報発信を強化するなど、様々な販売戦略に取り組んでおります。

県といたしましては、このような取組を通じて、宮崎牛のブランド力強化に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 今回の全共は、コロナ禍での開催ということでもあるために、他県の出品牛についての情報もほとんどないところがございます。厳しい条件の下での出品となっており、出品牛については出たところ勝負というほかありません。今回の全共を通じて本県の肉用牛がさらに認知され、世界に誇れる宮崎牛のブランドがさらに確立し、本県肉用牛の基盤強化が図られますようお願いいたします。

今回は、鹿児島県が開催県となっておりますが、次の全共は北海道が名乗りを上げていま

す。その次の10年先の全共は、ぜひとも本県で開催してほしいものだと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、ゴルフツーリズムであります。

関東近郊のゴルフ場は、プレーする人が多く混雑しており、利用料金も高いと聞いております。また、隣の韓国では、日本に比べてゴルフファーマ数に対しゴルフ場が少ないと言われております。

一方、本県では、ダンロップフェニックスやリコーカップなどメジャーな大会が開催されるトーナメントコースが複数あるなど、ゴルフ環境に大変恵まれております。また、本県は食に強みがあり、ゴルフと食を絡めることによって、リピーターの獲得にもつながるのではないかと考えております。

スポーツランドみやざきを推進する本県として、これらの魅力を生かし、プロ選手だけでなく、一般のゴルファーを国外や関東近郊など首都圏からより多く誘客できれば、大きな経済波及効果が見込まれるのではないのでしょうか。

そこで、ゴルフツーリズムを推進するため、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県はゴルフ王国を掲げておりまして、ダンロップフェニックストーナメントなどの大規模大会の観戦を目的とした観光客や、自らプレーするゴルフ愛好者の誘客を図るゴルフツーリズムの推進は、ゴルフ場の利用はもとより、観光や宿泊などの消費拡大にもつながる大変重要な取組と考えております。

これまで、本県の優れたゴルフ環境と豊かな観光資源を生かしたプロモーション等に取り組んできたところでありますが、来年3月には、

国内外から約600名が参加する「アジアゴルフツーリズム商談会」が、日本で初めて本県で開催される予定であります。これは、コロナで延期延期であったわけではありますが、主催者がぜひ宮崎で開催したいとの強い思いを持っておられるということ、そして、本県としても、ぜひこの宮崎の環境をアピールしたいということで実現したところであります。

このような機会を捉え、宮崎におけるゴルフの魅力というものを世界に向けて効果的に発信する。日本が海外旅行先として魅力度ナンバーワンになった、これも大きな追い風だというふうに考えております。本県の強みである食・自然・文化等を組み合わせたゴルフツーリズムを、スポーツランドみやざきの柱の一つとして力強く推進してまいります。

○窪菌辰也議員 ぜひ、アジアゴルフツーリズム商談会を成功させて、多くのゴルファーを誘客していただきたいと思っております。

また、今、申し上げましたゴルフツーリズムについては、知事の力強い答弁もありがとうございました。ぜひ成功するようにお願い申し上げたいと思っております。

次に、安倍元首相の国葬への対応についてお伺いいたします。

9月27日には、安部元首相の国葬が執り行われることとなっております。先般の代表質問の中で、知事は、「国葬への参列については、正式な案内が来たら、国会の議論を踏まえながら適切に対応する」とされ、また、県内での対応についても、国の方針等を踏まえ適切に対応する旨の答弁をされました。その後、先週末には、知事にも参列案内が届いたと伺っております。

そこで、改めて国葬について、県としてどの

ように対応するのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国葬への参列につきましては、県産品の様々なPRをはじめ、安部元首相に多大な御貢献をいただいた自治体の長として、感謝と哀悼の誠をささげるため、出席することといたします。

また、県内での対応につきましては、県内自治体や県民の皆様にも黙禱などの弔意を求めるところはいたしません、県庁本館のみで半旗を掲揚する方向で対応いたします。

○窪菌辰也議員 国葬については賛否両論あるところでございますが、国の方針に沿った対応になると思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、インボイス制度についてであります。

来年10月に導入されるインボイス制度は、消費税額を正確に計算するための制度であるということですが、この制度の適用を受けるためには、本年度中に国に登録申請を済ませなければならないとなっております。

私どものJAでも、生産物の取引に不公平が出ないように説明会等が実施されていますが、インボイス制度が複雑であり、いまいち理解できない人が多いのが実情であります。

そこで、インボイス制度の概要について総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺善敬君) インボイス制度につきましては、令和元年10月から消費税が10%と8%の複数税率になったことで、事業者が適正に税額控除を受けられるよう、令和5年10月から導入されます。

事業者が納付する消費税額の計算では、売上げの消費税額から仕入れ等に係る消費税額を差し引く仕入税額控除が可能です。制度導入後

に、仕入れをした買手がこの控除を受けるためには、売手がインボイス発行事業者に登録し、取引に関する請求書等に税率ごとに区分した消費税額を記載して、買手に渡すことが必要になります。

現在国では、インボイス発行事業者の登録を受け付けておりまして、制度開始から適用を受けるためには、令和5年3月31日までの登録申請が必要となっております。

○窪菌辰也議員 仕入額に対する消費税を控除するためには、仕入先がインボイス登録事業者であることが必要であります。登録していない事業者については、取引先から外される可能性があるとの指摘や、現在1,000万円以下の免税事業者であっても、インボイス制度に登録すると課税事業者となることから、経営への影響もあるのではないかと考えております。

インボイス制度の登録申請は、自分には関係ないと思っている人や、制度の理解ができないなどの理由で、ほとんどの事業者が様子見の状況で、取引先や同業者の対応をぎりぎりまで見て判断したい人が多いのではないかと考えております。現在のインボイス制度の登録状況について、総務部長にお願いします。

○総務部長（渡辺善敬君） インボイス発行事業者の登録状況につきましては、国の取りまとめによりますと、令和4年7月末現在、全国で81万2,324件で、これは、令和2年における消費税課税事業者の約24%となっております。

県としましては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、国と連携して、周知・広報に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 消費税課税事業者の24%と、非常に進まないところですが、現在のように登録が進まないと、来年10月の制度開始時には混

乱を来すというようなことが考えられるところでは、早期の登録を進めるには、早めに分かりやすい周知・広報に努めるべきだと思いますので、今後ともよろしく対応いただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○二見康之副議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて質問をまいります。

まず、国葬と知事の政治姿勢について質問いたします。

岸田政権は、安部元首相の国葬を閣議決定し、9月27日に強行しようといたしております。

「国葬」とは、一言で言って、国を挙げて、故人となった安倍氏に弔意を表すことであります。岸田首相自身が8月10日の記者会見において、「故人に対する敬意と弔意を国全体で表す儀式」だと述べております。これは、いまだに変更されておられません。

もともと国葬とは、戦前、天皇や皇族とともに天皇と国家に貢献したとされる者に対して、天皇から賜るものとして行われ、天皇中心の専制国家を支える儀式の一つであり、その根拠となったものが「国葬令」であります。

戦後、日本国憲法の国民主権や基本的人権に反するものとして、国葬令は失効しました。2017年10月、内閣法制局は、「制度全体として、現行憲法の本質とは相入れないような性格を有する」と、失効の理由を述べております。

現行憲法の下では、安倍氏に限らず、誰であろうと国葬は相入れないものです。同時に、なぜ安倍氏だけを特別扱いするのか。これは、法

の下に平等という憲法第14条に、また、弔意を国全体として表す儀式とは、国民全体で表すというものであって、これは、思想及び良心の自由を定めた憲法第19条に違反するものであることは明らかであります。

岸田首相が強行しようとしている国葬は、憲法上、重大な問題があるだけにとどまりません。法的根拠がない国葬を、一遍の閣議決定によって強行できるのか、まさに法治主義を破壊し、法の支配を人の支配に代える、許し難いものであります。

こうしたことも相まって、国民の批判と怒りは高まり、どの世論調査においても、国葬に反対、もしくは評価しないが過半数を超えております。

知事に伺います。

国葬は憲法に抵触すること、法的根拠がないこと、国会にさえ諮ることもなく強行しようとしているなど、重大な問題があります。国葬についての所見を述べていただきたいと思います。

あとは質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

国におかれては、安倍元首相が、憲政史上最長となる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われたことや、東日本大震災からの復興、地方創生への尽力、日米関係を基軸とした外交など、極めて重要な役割を果たされたものと評価をされておりまして、私としましても、同じ思いを持っているところであります。

また、本県にとりましても、霧島連山硫黄山噴火の際には、生産者に向けた激励をいただきました。当時の写真を、ちょうどこの前見直しておりましたが、家畜市場を訪れていただき、

模擬競り市も実施していただいた、そんなことも思い出したところであります。

宮崎牛や完熟マンゴー、宮崎キャビアなど、本県の農畜水産物のPRの後押しをいただいております。その多大な御貢献に対し、深い感謝と敬意の気持ちを持っているところであります。

このたび、安倍元首相の御功績等を踏まえて、国葬を行うことを国において決定されたものと理解しておりますが、その経緯や進め方について、国民の間で様々な議論があることも承知しております。国においては、より多くの国民の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めていただきたいと思います。以上であります。[降壇]

○来住一人議員 安倍元首相に対する評価については、あなたと私は全く逆であります。集団的自衛権の容認だとか、さらには森友学園、加計学園、桜を見る会など、そして今、最大の問題になっている旧統一協会との関係は、多くの国会議員が問題になってはいますが、安倍元首相は親子三代にわたって最も長く、最も深く、彼以上に統一協会とつながっている人はいなかったと、これ一つとっても、国葬に値しないというふうに思います。

国葬問題は、世論を二分しており、どの世論調査においても、国葬に否定的な国民が多数を占めております。ここに、国葬は憲法に違反しているのではないかという国民の意識が反映されていると、このように思います。

憲法上、大問題となっているのに、知事は憲法判断をされませんでした。憲法判断をされないこと自体が、私は重大だと思います。

岸田首相は、安倍元首相に対する敬意と弔意を国全体で表す儀式だと、このように述べております。敬意と弔意を表すことができるのは、

人間以外にありません。国民です。国全体とは、まさに全国民のことを指しております。

政府がここまで規定しているのに、今の話では県職員等に黙禱を求めないということだったと思います。なぜ求めないんですか。お聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) そのように国のほうで方針が決定されているところでありまして、これまで、例えば内閣葬等によって行われた場合には、様々な弔意の示し方についても方針が示されたところで、それに従って対応してきたところでもあります。

今回につきましては、国民に弔意の表明を求めるものではないという方針に基づいて対応するものであります。

○来住一人議員 弔意を表すか、表さないか、それは内心に関わる問題であります。黙禱を求めるのは、まさに憲法第19条に反することは明白だと思います。憲法第19条との関係で、県職員に対して黙禱を求めることができないと私は思います。あなたが決定した、その求めることができないとは、憲法上求めることができないのか、イエスかノーかで答えていただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 憲法上についての御質問でございます。

これについても、国のほうでしっかりとした考え方で整理をされているというふうに考えておるところであります。私が答弁申し上げましたように、今回は弔意の表明を求めるものではないと、そのように対応を考えております。

○来住一人議員 質問に教えてください。なぜ求めないのかと言っているんです。なぜ求めないのか、それは、憲法第19条との関係じゃないのかと言っているんです。

○知事(河野俊嗣君) 求めないことについては、先ほどお答えしましたとおり、国において、そのような様々な御指摘も踏まえて整理がなされた、その方針に基づいて対応いたします。そういうことでございます。

○来住一人議員 このままやってもしょうがない。国に責任を転嫁していらっしゃる。自分としての態度は明らかにされないんです。知事として、僕は駄目だと思います。

憲法の基本原則から、国民に弔意を求めることはできません。したがって、現憲法の下では、誰の死亡に際しても国葬はできないと、私はこう思います。弔意を公式に求めなければ憲法に抵触しないのかというと、私はそうじゃないと思います。

国葬と銘打って6,000人の人を集めて施行し、テレビで同時中継もする。県庁に弔旗も掲げる。しかも、多額の予算をかける。こうしたこと自体が、国民に弔意を求めることになって、憲法違反であることは明白だと、このように述べておきたいと思います。

知事は、国葬に参列するようでありますけど、これは公務として参加されるんですか。

○知事(河野俊嗣君) 国葬は国で決定された国の公式行事でありまして、公職である知事宛てに国から参列案内が来たものでありまして、自治体の長の立場で、公務として参列いたします。

○来住一人議員 憲法違反の国葬に、我々県民の税金を使って行くことはやめてほしい。行くなら私費で行ってほしいということを強調しておきたいと思います。

次に、旧統一協会に関する問題で質問いたします。

旧統一協会の特徴について、私なりに述べて

おきます。

まず第1に、異常な教義にあります。彼らの教義解説書である「原理講論」では、人間の祖先が天使と淫行を犯すことによって、全ての人間がサタンの血統により生まれるようになったとされています。簡単に説明すると、アダムとエバ(イブ)の時代、エバが天使と不倫関係を結んだ後にアダムと関係を持つようになったことによって、全ての人類は生まれながらにサタンの血統という原罪を背負った。これを清めるために、選ばれた女性が文鮮明に祝福される必要がある。この「祝福」とは、「血分け」と呼ばれる儀礼的性交を指して、文鮮明と女性信者との肉体関係こそ、教義の核心にあります。

「祝福」を象徴的な形に変えて行っているのが、合同結婚式であります。もちろん、結婚の相手は協会が勝手に決めたものです。「血分け」こそが唯一の救いの道とうたっているから、ジェンダー平等に反対し、中でも同性婚を許し難いものとして攻撃的としているものがあります。

第2の特徴は、多数の献金と靈感商法による異常な金集めであります。これも、「万物復帰」という教義から来るものであります。一言で言うと、サタンの下にある宝を、本来の所有者の神である文鮮明に復帰させることが善であり、救いであるということになります。これによって大変な被害を多くの方が被っていることは、御承知のとおりです。

第3の特徴は、反共主義です。単なる反共産党ではなくて、共産主義の思想そのものを抹殺するというもので、その組織として、1967年に文鮮明、笹川良一、児玉誉士夫、岸信介元首相らが集まって、勝共連合の日本導入を決めたものであります。

こうして旧統一協会は、宗教の名を借りた、人々の精神をコントロールする収奪組織であり、反共謀略組織であります。今日、この組織の反社会性が、改めて日々明らかになっております。この団体が政党や行政に深く入り込み、影響を及ぼしていることは御承知のとおりです。

「ピースロード2022」においても、少なくとも2人の県会議員さんが関係しております。ピースロード2022を後援したことについての県執行部の答弁は、反省が弱いと思いましたが、実行委員会形式を取っていますが、実態は旧統一協会系の団体であることは、明白であります。

ですから、改めて聞きますけど、今からでも遡って後援を取り消すことが大事だと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 「ピースロード2022in宮崎」につきましては、旧統一協会と接点のある団体が共催しておりましたが、当イベントの後援名義使用の承認の是非を判断する時点では、承認基準上、共催者について、主催者と同様の承認条件を設けておらず、イベントの趣旨・目的のほか、事業内容が宗教的、政治的なものではないことなど、当該基準を満たしていたことから、後援名義の使用を承認したものであり、取消しは考えておりません。

一方で、今回のような社会的に問題が指摘されている団体への対応につきましては、県民に疑念を抱かれることのないよう十分留意する必要があることから、共催者について主催者と同様の承認条件を設けるなどの承認基準の見直しを行ったところであり、今後は、より厳正な審査に努めてまいります。

○来住一人議員 旧統一協会とジェンダー平等について質問いたします。

旧統一協会がジェンダー平等を頭から否定することは、彼らの異常な教義にあることを先に述べました。そのことを私自身が身をもって体験したのが、都城市議会議員時代でありました。平成15年12月議会で、男女共同参画条例が成立したのでありますが、この条例の最大の特徴は、性的指向にかかわらず全ての人の人権を守る、つまり、人の性を男・女と2つに限定せず、性的マイノリティーの方々を含む全ての方を含めることが分かるようにしたものであります。

これにかみついたのが、旧統一協会であります。彼らは、この条例の成立を阻むために、ありとあらゆる手を打ってまいりました。彼らの新聞「世界日報」が「あきれた男女共同参画条例。成立すれば、同性愛解放区に」という見出しをつけて、ばらまく。私には、抗議文まで送りつけてきました。世界日報や抗議文などの資料は、今日議場に持ってきておりますから、関心のある方は後で見ていただきたいと思います。

こうした大変な妨害がありましたが、心ある市議会議員が、性的マイノリティーの方々、都城女性団体連絡会など、市民と力を合わせ、妨害をはねのけて成立させました。

あれから19年が経過いたしました。今年7月1日現在、8府県を含む222の自治体、本県においては、9月1日現在、6市3町がパートナーシップ宣誓制度を導入しております。導入した自治体の人口は、全国では52.9%、県内は66.9%であります。今年11月には東京都が導入します。札幌地裁は、「同性婚を認めないのは憲法違反」という画期的な判決を出しました。都城での激しい闘いのときから見ると、まさに隔世の感を感じるものであります。真理というもの

は必ず人の心を捉えるものだということを、改めて思ったところであります。

そこで、宮崎県におけるパートナーシップ宣誓制度の導入に関して、質問いたします。

先の6月議会での前屋敷議員の質問に、「パートナーシップ宣誓制度の導入につきましては、県民の理解と市町村の協力が重要でありますので、引き続き、当事者の方々の御意見を伺うとともに、市町村ともしっかりと協議してまいります」と、知事が答弁されております。県民の理解とは、市町村の協力とは具体的に何を指しているのか、部長に答弁を求めたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーのカップルの方の生きづらさの解消等を図ることを目的として、宣誓を行ったことを自治体が証明することにより、地域において、婚姻に準じた行政や民間のサービス等を受けられることが期待されるというものであります。

このため、まずは県民の皆様が、性的マイノリティーの方の抱える悩みや困り事を知り、制度の内容や導入が求められる理由を理解していただくこと、そして、性的マイノリティーの方たちが地域の中で生き生きと暮らしていけるよう応援していただくことが重要であると考えております。

また、この制度によって受けられる行政サービスや手続につきまして、基本的には、全ての市町村において同じ対応が求められますので、県が導入する場合には、市町村の理解と協力が不可欠であり、市町村ともしっかり議論していくことが重要であると考えております。

○来住一人議員 今の答弁に対して質問しますが、つまり、県民の理解が必要だということ

であります。

パートナーシップ制度の内容や導入について、県民の理解が必要だということではありますが、あなた方は、マイノリティーの実態や制度を説明するパンフさえ作成しておりません。理解してもらうために、県民の方にどういう努力をしてきたんですか。答えてほしいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） まず、人権に関する条例というものを制定いたしたところでございますし、人権を大切にしなければならない、それぞれに尊重されるべき人権があるということについては、一般的な研修等において進めているところであります。

それから、6月議会の中で御質問いただきましたパンフレット等につきましても、今後の取組の中で何とかしていきたいというような動きを今、やっているところでございます。

○来住一人議員 大変苦しい答弁のようです。そういう県民に理解していただくパンフレットさえ、我々にも渡っていない。それでどうやって県民にそれを通すことができるか。

市町村の協力を得るために、どこも何回協議をしたのか。また、当事者の意見を伺うというふうに言われていますけど、当事者の意見をどうやって伺ったのか、これも具体的に教えてください。

○総合政策部長（松浦直康君） 現在、パートナーシップ宣誓制度を導入しております9市町のうち、8月に延岡市及び日向市を訪問いたしまして、制度を導入した経緯や利用状況、運用に当たっての課題等について意見交換等を行ったところではありますが、残りの7市町及び導入していない市町村につきましても、順次行っていくこととしております。

また、宮崎県人権尊重の社会づくり条例の制定過程におきまして、昨年度、当事者団体の方と意見交換を行いまして、パートナーシップ宣誓制度に関する御意見をいただいたところではありますが、今後、市町村との意見交換等を踏まえて、改めて行いたいと考えております。

○来住一人議員 延岡市と日向市において話を聞いたということでもあります。

延岡、日向の市のほうから、導入をするときには全市町村が同時でないと都合が悪いですよというような指摘があったのか、これも答えてほしいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 都合が悪いといえますか、御意見としていただきましたのは、自分のところの自治体の範囲内でのいろいろな手続はできるんだけど、これが転入・転出をされるような場合の取扱いが変わってくると、そういったところがやはり課題があるというような御意見はいただいたところでございます。

○来住一人議員 とにかく、全自治体が同時に、一緒にパートナーシップ宣誓制度を導入しないとまずいというような話はなかったと、確認します。パートナーシップ宣誓制度の課題に限って、当事者の団体の方々から意見を聞くことはされていないと、これも分かりました。

それでは、質問いたします。

現在、県内9市町が導入しておりますけど、導入する際に、9市町は県とどのような協議を行ったのか、述べてください。

○総合政策部長（松浦直康君） 県内では現在、御質問にありましたように、9の市町がパートナーシップ宣誓制度を導入しておりますけれども、それぞれの市町村が制度を導入するに当たり、県に対しての協議は来ておりませ

ん。県といたしましては、それぞれの市町において、この制度について検討が行われ、導入に至ったものと考えております。

○来住一人議員 導入する際に県との協議はなかったということでもあります。つまり、協議をする必要がなかったのであります。導入は、各自治体が自主的に責任を持って決定して、施行しているものであります。

もう一度聞きますけど、市町村にどのような協力をいただかないと、この制度は導入できないんですか。もう一遍、みんなが分かるように話してください。

○総合政策部長（松浦直康君） 県として、この制度を導入しようとするような場合には、やはりそれぞれの市町村のレベルでサービス等に違いが出てくるというのはよろしくないというふうに考えております。

御質問にありましたように、全ての市町村がそろわなければならないのかというところについては、検討の余地はあるというふうに思いますけれども、やはり、その当事者の方々が望んでおられるような形をできるだけつくっていかうということを考える場合には、各市町村に同じような取扱いをしていただくように求めていく必要があるというふうに考えております。

○来住一人議員 導入している自治体は、導入をするときに県に伺う必要もなかった。また、現にしていない。そして、導入し、施行して、そういうふうに県に対して伺いもせず独自にしていると。県は、市町村の協力が条件であるかのように言う。しかも、本気で市町村と協議を持った実績もなければ、これから行う意思もない。県民に理解を求めるパンフレットも作成しない。もちろん当事者の意見を聴くこともない。これでは支離滅裂ではありませんか。

知事選挙も近いので、知事にお聞きしますが、ぜひ知事に明確にさせていただきたい。知事は、このパートナーシップ宣誓制度を導入すべきという立場に立っておられるのか。あるいは、導入する必要はないと思っていられるのか。2つに1つですけど、明らかにしてください。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどより部長が答弁しておりますように、県としてのパートナーシップ宣誓制度の導入につきましては、県民の理解と市町村の協力が重要であろうと考えております。そうした理解の醸成の上に立って、県としての制度というものがあろうと考えているところであります。

本年3月に施行しました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」におきまして、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指すことを、改めて明記したところであります。

議員より様々な御指摘もいただいておりますが、県としては、これまで性的マイノリティーの方の人権の尊重、生きづらさの解消に向けまして、当事者の方を講師とする講演会の開催や県内の大学と連携した啓発事業などに取り組んでまいりました。また、私自身も直接の意見交換を行ってきたところであります。

今後とも、この制度を含めた性的マイノリティーに関する人権問題の県民への周知・啓発をしっかりと行っていくとともに、そういう理解の輪を広げることによって、その先に県民の理解、そして市町村の協力、それからさらに、県としての制度の導入いかんと、そのような判断がなされるべきものと考えております。

○来住一人議員 私の質問に明確な答弁はありませんでした。導入する立場に立っていること

を明確に述べておられませんし、今回の答弁も、その特徴は、制度の導入については県民の理解と市町村の協力が重要で、ここが進まない限り導入できないというようにも受け取れる。つまり、導入できない原因を県民の理解と市町村の協力に求めている。これが特徴だというふうに思います。

性的マイノリティーに対する差別や不理解は存在します。だからこそ導入して、解消する立場に立つべきだと思います。9市町をはじめ、導入している全国の自治体が、住民の理解の度合いで導入したとは考えられません。市町村の協力についても、今日の議論の中で、導入は自治体独自に行って施行しております。特に重要な問題が発生しているわけでもありません。もし発生したなら、協議を進め、解決を図ればよいことでもあります。佐賀県は、導入後に全市町村と連携協定を結んでおります。

議論を通じて判明したことは、県民の理解、市町村との協議、当事者との協働など、ほとんど進んでいないし、また、進める計画もない、進める意思も感じられないというのが私の思いです。

宮崎県人権尊重の社会づくり条例は、「性的指向、性自認を理由とする人権問題等が存在している」と述べ、「私たち宮崎県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、不断の努力を続けていく」とうたっています。この条例にサボタージュしているのが県当局ではないかと、このように私は思います。

本気で制度の導入を考えてもいないのに、こうした条例はつくる、県庁舎をライトアップして、いかにも性的少数者に心を砕いているような形は見せる、これは、私は二心者のやることだと思います。県民に対して二重の重大な誤り

を起こしているというように指摘しておきたいと思います。

知事にもう一度お聞きします。

何事も事業というのをを行う場合は、期限を決めて、予算と人員の手だてを打って、計画的に進めるものだと思います。知事選で負託を受けて、次の任期中、次の4年の間に導入する思いはありませんか、答えていただきたいと思いません。

○知事(河野俊嗣君) 大事なことは、県民の理解と市町村の協力、そのような基盤の上に立って、県としての制度をつくっていく、そこが非常に重要だと考えております。そういう基盤のない中で、頭ごなしに県が方針を定めるのは問題ではないかという認識の下に取り組んでいるところでもあります。

先ほど来、議員が御指摘されております、条例を定め、様々な啓発活動に努めているところではありますが、パンフレットの作成も含め、より理解してもらうための能動的な働きかけ、そして説明に努めていくこと、その取組というのを今後ともしっかりと進めてまいります。

○来住一人議員 導入を行っている佐賀県にしても、そして、県内においては宮崎市など、そういうところに住んでいる住民の皆さんが性的マイノリティーに対する理解が他のところより特別高いと、そういうことはあり得ないというふうに思います。ですから、それをもって導入しないということになりますと、それはずっと続くということになります。聞きたいけど、じゃあどこまで県民が理解をしたときにこれは導入できるか、答えられないと思います。これは質問いたしません。

最後の答弁においても、性的少数者の方々に希望を持たせるようなものは、残念ながらあり

ませんでした。県内においても、人口比66.9%のところで導入されているのに、これまでの答弁とまさに一寸一分も変わらないというものでありました。

これはなぜか。私は、導入に強力に反対している旧統一協会や日本会議などの圧力があって、これに付度してはいないのか、それとも、知事の中に性的少数者に対する蔑みの思想があるのかと、こういうことを思うものであります。性的少数者が尊厳を持って生きられる社会づくりの流れは、誰においても止めることはできないということを強調しておきたいと思えます。

この問題は、これで終わります。

次に、屋外型トレーニングセンターに関連して質問をいたします。

同施設は、オーシャンドーム跡地に県が18億2,600万円を投入して建設を進めているものであります。同施設の収支計画によると、管理運営などの経費は年間6,119万1,000円、これに対して、入ってくる利用料金は827万5,000円、差引き5,291万6,000円の不足となります。この収支計画はいつ作成されたのか、商工観光労働部長の答弁を求めます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターの収支につきましては、昨年8月の整備方針の決定、同年9月の定例県議会への債務負担行為の議案の提出、さらには、今年2月の定例県議会での整備費の計上といった過程をたどる中で、年間の支出額を6,000万円程度、利用料金の収入額を700万円程度と見込んでいたところでございます。

本年度に入りまして、当センターに指定管理者制度を導入し、その指定管理候補者を公募するに当たりまして、詳細に精査を行った結果、

今年の6月に支出額を6,119万1,000円、利用料金収入額を827万5,000円と見込んだところでございます。

○来住一人議員 私はこの質問を作る上で、非常に反省しながらこの質問を作ったのであります。

なぜかといいますと、結局、債務負担行為でも、実際に議会では18億2,600万円の事業を行うということが決定している。しかし、実際にその施設の収支はどうかというのは、その時点では発表されていない。私が反省しているのは、その時点でなぜ聞かなかったのかと。議員としての役割を果たしていないなというのを、正直感じたところです。そういう思いをもって今日、質問しているところであります。

それで、私が思うのは、この事業が決定されて、しかも債務負担行為が議会で決定され、その後、いわゆる収支の計画書が作られる。僕は、これはこの事業の最大の特徴だというふうに思います。本来は、こういうことはあり得ないというふうに思います。

年間の利用者見込みが1万7,280人となっております。競技団体ごとの利用見込みを、部長に報告をお願いしたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターの年間の利用者数につきましては、延べ1万7,280人を見込んでおりますが、その内訳としましては、Jリーグとラグビーリーグワンがそれぞれ3,000人、ラグビー日本代表が2,400人、県外の陸上競技実業団が1,000人、県内のスポーツ関係団体が2,400人、社会人や大学などの県内外のアマチュアスポーツ団体が3,280人、その他、県民の利用などを2,200人と見込んでいるところでございます。

○来住一人議員 利用者見込みが1万7,280人

で、これを下回ると、当然利用料も下回ってまいります。この1万7,280人の見込みを達成するために、今後どのような対策を取るのか、また、その対策を取るためにはどれほどの予算が想定されるのか、教えていただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターにつきましては、来年4月からの供用開始に向けまして、Jリーグやラグビーリーグワンなどのチームの誘致のため、今年度、399万円の予算を計上しております。具体的には、当センターをPRするためのパンフレット作成に100万円、屋外型トレーニングセンターやその整備効果を全県下に波及するための誘致セールスに要する職員の旅費として299万円を計上しております。

今後とも、県観光協会や競技団体等とも連携を図りながら、当センターの利用者の確保に努めてまいります。

○来住一人議員 最後に、技能検定実技試験手数料の減免の復活を求めて質問いたします。

技能検定試験は、技術者を目指す人にとっては登竜門であって、合格すると「技能士」と名乗ることができるものでございます。

まず、部長にお聞きします。この試験において、試験手数料の減免措置というのが取られてきたわけですが、この制度に対してどう評価をされていたんでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 技能検定は、働く上で身につける、または、必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度であり、試験に合格すると「技能士」と名乗ることができることから、就職や転職に有利となり、また、資格の取得という目標を持つことに

より、学業や仕事への意欲を高めるなどのメリットがあります。

平成29年度後期試験から昨年度まで、国において、技能検定実技試験の2級及び3級を受検する35歳未満の若年者に対し、減免措置が講じられましたことは、若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、将来にわたってものづくり分野を支える若者の確保や育成を支援するためであり、高校生等が検定を受けやすくなるという効果があったと考えております。

○来住一人議員 結局、今年度より、政府によって減免対象の範囲が縮小されて、これによって高校生などが対象から外されまして、プラス9,000円払うということになりました。

県は、国の決定をそのまま実施することになったのでありますけど、この県の決定に至るまでの経過と決定の意義について、述べていただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 技能検定実技試験の減免対象範囲の縮減につきましては、財源が枯渇する中、国において検討がなされ、対象者を25歳未満の雇用保険被保険者に絞ることとされたものであります。

このため、県の独自措置によります減免措置の継続につきましても検討を行いました。この減免措置は、国の方針・財源措置により開始され、今回の縮減も国の方針変更によるものであること、県独自の措置を行うこととした場合、一定の財政負担が後年度にわたり生じること、さらに、他県においても国の方針どおり縮減を行う県が多いことなどを総合的に勘案し、県独自の予算措置については見送り、国に減免措置の継続を要望することとしたものでございます。

○来住一人議員 最後に、知事をお願いしま

す。

高校生に9,000円の負担増を求めたわけですが、その求めた意義というのは語れないと思います、意義はないんですから。分かりますか。高校生に9,000円出させることにどんな意義があるかと。意義はないです。逆だと思います。むしろ、「高校生に新たな負担を求めるのか」「ほかに方法はなかったのか」という意見が、高校生を含め、その親御さんや県民の皆さんの中にはあるというふうに思います。若い方々の夢をかなえるために寄り添ってあげるのが、行政だと思います。

佐賀県、長崎県、大分県では、県が独自に減免措置を行っております。私の調べでは、全国では、この3県を含めて18都県が現在行っているようであります。

ざっと計算しましたけど、500万円あれば、これまでどおり高校生に減免措置を残すことができるわけであります。高校生に新たな負担を求めなくてもよいのでありますから、県独自の措置は取れないか、知事に答弁を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) この技能検定制度は、労働者の技能習得意欲を増進し、技能に対する社会の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図るものでありまして、将来にわたりものづくり分野を支える若者の確保の観点からも、大変重要であると認識しております。

今回の減免措置の縮減は、先ほど説明がありましたように、国の雇用保険財政の悪化を背景としたものであります。高校生に対しては、一定の減免措置がなされておりますが、それに加えて、さらに特段の減免措置がなされていた、その部分が今回、国の財政悪化を原因として対象外になったということでもあります。一定の減

免措置は残っているというところは、まず御理解いただきたいと考えております。

対象から除外される、高校生をはじめとする若年者の試験手数料の負担が、その特段の減免の部分については大きくなるということで、県独自の減免措置についても慎重に検討を行ったところでありましたが、昨年度までの減免措置は、国において全国一律に行われたものであることや、一定の財政負担が後年度にわたり生じること、他県の対応状況なども勘案して、県独自の措置については見送ることとしたものであります。

このため、県としましては、昨年11月に、国に対し、減免措置の継続を強く要望し、本年5月には、「みやぎきの提案・要望」においても、減免措置の対象を昨年度までの水準に戻していただくよう要望したところでありまして、引き続き、あらゆる機会を捉え、国に強く要望してまいります。

○来住一人議員 これで終わりますけど、屋外型トレーニングセンターは、毎年5,000万円を超えるお金をつぎ込まなければなりません、管理費だけでも。高校生は500万円です。単純な比較はよくないです、単純な比較は絶対よくないですけど、しかし、500万円の予算を捻出してあげる。そして、高校生たちに、やっぱり今までどおりに受検をしていただく。それはあってもいいんじゃないかなと、それをやったらまずいかなと思います。ぜひ検討をしていただきますように改めてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○二見康之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫でございます。通告に従い、順次質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

ペレストロイカ、グラスノスチでソビエトの民主化を推進した、ゴルバチョフ元ソ連大統領が死去されました。1989年(平成元年)11月9日、私の32歳の誕生日にベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦終結とともに人類の融和を信じた多くの人々は、世界の現状を皆、大いに憂いているに違いありません。核の使用をちらつかせ、ウクライナ紛争に加え、極東地域でも大規模軍事演習を実施し、脅しをかけるロシア。我が国の排他的経済水域内に平気でミサイルをぶち込む中国と緊迫化する台湾海峡問題。北朝鮮も加え、いまだに覇権主義を国家の基本戦略とする許されざる国々に、我が国は取り囲まれております。

収束しないコロナ、先の見えないウクライナ紛争、現実味を帯びる小型戦術核の使用、あろうことか原発までが標的にされるという、おぞましき蛮行です。これは、人としてやってはならない禁じ手のはずですが、日々配信される信じ難い映像に、戦争は何でもありだという現実を、私たち日本人も肝に銘ずるべきです。

しかし、戦争を知らない私たち多くの日本人は、この現実をどう受け止めたらいいのでしょうか。極東アジア情勢も一層の緊迫化を呈して

きております。世界の中の日本の未来と平和に対する国家安全保障体制の確立は、国民一人一人が真剣に考えなければならない重要課題であり、我が国の政治力が問われようとしております。

このような状況下、本県においても、ウクライナ紛争に起因する平和の尊さ、食料品の高騰や燃油高騰などによる生産現場への影響など、各種産業界などへの打撃はさらに深刻な状況を招いていると思われま

そこで、国の安全保障、燃油高騰・物価高、円安、コロナ禍などが県民生活にも大きな不安の影を落としている現状に、今後どのように対応していかれるのか、知事にお伺いします。

次に、食料供給基地としての本県の役割についてお伺いします。

国家安全保障上、エネルギー、軍事、食料は国家存続の三本柱と言われているそうです。我が国のエネルギーの自給率は11%前後、軍事を自給率で表示はできないでしょうけれども、食料は38%前後の自給率、世界の先進国の中では最低レベルであります。

このような中、世界の人口は、2011年に70億人を超え、2022年には80億人に達すると予測されています。実に、1分間に約150人、1日で約22万人、1年で約8,000万人以上増えていると

このように、人口減少に転じた我が国の状況とは逆に、世界の人口は著しく増加していることから、今後の食料需要は、発展途上国を中心に大幅に増加することが見込まれることや、地球温暖化に伴う気象変動、さらにはウクライナ紛争等による燃油や肥料等の各種資材の高騰等により、農産物の主要な輸出国の安定生産、供

給体制の脆弱化などが予測されており、これまでのような食料輸入依存型の我が国の将来は、大きな危機にさらされるのではと懸念されます。不測の事態が起きれば、食料の奪い合いが危惧されます。金を出せば食料が輸入できるような状況ではなくなる。ウクライナのような世界情勢の悪化で輸入が困難になるなど、現状は我が国の食料安全保障上、重要な局面を迎えているのではと心配でなりません。

このような現状の中、国は本年6月、食料安全保障の強化に向けた政策を展開するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、食の安全保障の確立に関する新たな項目を設定しました。今後は、肥料価格、燃油・飼料等の価格高騰対策、輸入依存穀物（小麦・大豆・トウモロコシなど）の増産、そして米粉の需要拡大、米粉製品の開発等を中心とした新たな我が国の農業政策を展開しようとしております。

そこで、食料安全保障について国が本格的な検討を始めようとする中、食料供給基地としての本県の役割をどのように受け止め、果たしていく考えなのか、知事にお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、県民生活の不安への対応についてであります。

長引くコロナ禍や国際秩序の不安定化、世界人口の増加等に伴う食料・エネルギーの問題をはじめ、デジタル化の急速な進展や気候変動問題など、私たちは予測困難で、また、予想を超えるスピードで大きく変化する時代の節目を迎えているものと認識しております。さらには、

現下の県民の暮らしや地域経済は100年に一度とも言える未曾有の難局に直面しているものと考えております。

このような先行き不透明で厳しい環境の中において、トップリーダーに求められますのは、不安や苦悩を抱える県民に、明るく希望の持てる未来のビジョンとその道筋を示す構想力であり、そして、自ら先頭に立って力強く推進していく実行力であると考えております。

そのような認識の下、今議会でお示しした長期ビジョンに描く宮崎の輝かしい未来を実現していく上でも、まずはこの難局からいち早く立ち上がり、力強い元の成長軌道に回復させるための取組として、国の交付金等の積極的な確保・活用に加えて、今議会で提案しております宮崎再生基金を創設し、商店街の活性化や観光誘客の促進、農林水産業・商工業への支援、生活困窮者への対応など、きめ細かな施策を機動的かつ継続的に展開していくこととしております。

その上で、県民の皆様から次期県政を負託いただければ、将来を見据えた取組として、農林水産物を核としたフードビジネス等の産業振興や、豊富な太陽光やバイオマスを活用したゼロカーボン社会の実現、充実したスポーツ環境を生かしたスポーツランドみやぎのさらなる発展、豊かな自然環境や地域の絆・つながりに基づく交流人口・関係人口の裾野の拡大など、本県の強みを生かした活力ある未来づくりを展開し、宮崎再生を果たしてまいります。

変化の大きいこれからの5年、10年の取組が、宮崎の未来を方向づける極めて重要なものになると考えております。将来を担う若者をはじめとする県民の皆様が、この宮崎に住んでよかった、いつまでも暮らし続けたいと実感でき

る郷土宮崎の実現に向けて、この時に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、食料供給基地としての本県の役割についてであります。

海外に食料供給の多くを依存する我が国にとりまして、食料安全保障は重大な課題であり、昨今の世界情勢の急激な変化を受け、私としても強い危機感を感じております。また、農業を基幹産業とし、全国第6位の農業産出額を誇る本県の役割と責任がますます大きくなっているものと受け止めております。

また、議員が指摘された米につきましては、我が国が自給できる重要な穀物として、そして、様々なこれまでの改良の成果により、極めて生産効率の高い農業技術が確立されているということを、改めて見詰め直す必要があるものと考えております。

県におきましては、農地の集約によります大規模化や先進技術を駆使した生産性の向上を図るとともに、燃油や化学肥料など海外資源に依存しない農業への展開に向けた取組を推進することにより、農業生産のさらなる強化と併せ、持続可能な本県農業の実現に努めてまいります。

私は、本県農業が、我が国の食を支える食料供給基地としての役割をしっかりと果たし、次世代へつなげられるよう、強い使命感と責任感を持って取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。強い使命感と責任感、しっかりとお聞きしました。

次に、水田農業の確立について伺います。

私は、これまで何度も食料自給率の問題を質問してきましたが、今回はさらに、水田農業、

米、そして、米粉のパン・麺・スイーツの生産振興などによる自給率の向上について質問をしてみたいです。

まず、農政水産部長に7問お伺いします。

日本人の主食である米は、消費者の米離れが急速に進む中、本県においては、ここ数年、毎年約300ヘクタールの主食用米の作付が減少している状況です。全国でも、令和4年の米の生産量の見込みは、ピーク時だった昭和42年の半分以下になったとのこととあります。

しかしながら、現在においても、今後においても、我が国の主食が米であることに違いはなく、水田農業を維持していくことは、日本農業の根幹をなすものと考えております。

したがって、私は、世界の食料事情の悪化が懸念される中、我が国の主食である米を中心に、早急に食料自給率を高めていく必要があると強く考えております。

そこで、初めに、本県の水田の状況を確認させていただきます。平成22年度、令和2年度の農林業センサスにおける、本県の水田に占める主業農家以外の割合を、経営耕地面積、農家戸数について、それぞれお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 本県の水田に占める主業農家以外の経営面積割合は、平成22年は約57%、令和2年は約50%です。また、主業農家以外の戸数割合は、平成22年は約68%、令和2年も同じく68%です。

○日高利夫議員 主業農家以外の農家、つまり兼業農家が、水田の農家戸数の約7割、面積にして約5割を所有している現状は、今後の水田農業の大きな課題となると思います。近い将来、この兼業農家は、高齢化やトラクター等の機械更新時に、次々にリタイアすることが予測されますが、果たして誰がその水田を担ってい

くのか、現在の農村地域の大きな課題となっております。

また、水田での作物の作付は、主食用米の価格が低迷する中、野菜などの高収益作物への転換も必要だと思いますが、湿田対策をはじめ、品目転換による新たな栽培技術の習得や機械・施設等の整備に係る投資、さらには労力の確保等を考慮すると、水稻専門のほうがより効果的だと考えます。

そこで、水田農業を効率的に維持していくためには、大規模稲作専門農家の育成が重要と考えますが、県の取組について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 水田農業を効率的に維持していくためには、経営規模の拡大に取り組む大規模稲作経営体などの担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、生産基盤の強化が重要と考えております。

このため県では、水田地域において合意形成を担う集落営農組織での話し合いを活性化させ、水路や畦畔管理などの地域内の連携や担い手への農地の集積・集約化を進め、集落と担い手が連携した水田の維持管理体制の構築に、市町村や関係団体と一体となって取り組んでおります。

また、実需者のニーズを的確に捉えた生産体制を構築するため、必要な機械・機器の導入支援を行うとともに、スマート農業技術の導入を積極的に推進しているところです。

○日高利夫議員 今後、リタイアが予測される兼業農家等の水田を責任を持って担ってくれるよう、大規模稲作専門農家の育成をしっかりとお願いしておきます。

また、少ない労力で大規模稲作経営を実現するためには、スマート農業技術の導入に向けた圃場の区画拡大など、圃場環境の整備が極めて

重要であると考えます。

そこで、農作業の省力化が期待できる、水田圃場の区画拡大への取組について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 水田における農作業の省力化・効率化を図る上で、スマート農業に対応した圃場の区画拡大は大変重要であり、各地域からの整備ニーズが一層高まっております。

このため県では、第八次農業・農村振興長期計画において、令和7年度までに725ヘクタールの整備を目標に掲げ、経営体育成基盤整備事業等による大規模な圃場整備に加え、農地耕作条件改善事業等での畦畔除去による簡易な区画拡大に取り組んでおります。

現在、22地区で事業を実施しておりますが、今後、さらに33地区で事業化を目指しているところであり、引き続き、市町村や関係団体と連携し、水田の整備を積極的に推進してまいります。

○日高利夫議員 おやじさんと息子さん2人、所有水田は1ヘクタール、これに借りた水田23ヘクタールの農家があります。作付品目は、主食用米、加工用米、飼料用米、WCS用稲となっています。24ヘクタール全てが水稻です。条件のいい水田なら、さらに10ヘクタールでも20ヘクタールでも拡大が可能というような話でした。

圃場の区画拡大は、今後の水田農業維持の必須要件だと思いますので、事業推進の強化を要望しておきます。

次に、飼料用米の関係であります。トウモロコシなど家畜の濃厚飼料のほとんどは輸入頼みですが、飼料用米は、養豚や養鶏用ではトウモロコシの代替飼料になるとの試験結果もあるようです。飼料価格が高騰し、農家経営を圧迫す

る中では、飼料用米は自給飼料の確保につながるなど、食料自給率の向上が期待されることから、より一層の推進を図るべきと考えます。

そこで、畜産農家における本県の飼料用米の活用事例と、配合飼料の代替としての飼料用米の可能性について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、採卵鶏において、JA宮崎経済連が、飼料用米を配合した飼料による卵のブランド化に取り組むとともに、都城市やえびの市などの養豚農家では、飼料用米を使った豚肉のブランド化に取り組んでいる事例などがございます。

飼料用米は、畜産農家には、価格高騰が続く配合飼料の代替として利用することで生産コストの低減が可能となり、耕種農家には、国の直接支払交付金等が活用できるため、安定した収入が期待できます。

このように、飼料用米の活用は、畜産農家、耕種農家の両方にとりまして有効な取組でありますことから、県としましては、引き続き、飼料用米の生産・利用の拡大を図ってまいります。

○日高利夫議員 飼料用米も水稻です。主食用米の生産技術を応用し生産性を高めることで、農家経営の安定につながり、また、副産物のわらの利用促進は、畜産農家からの要望が強い状況にあります。SDGsやみどりの戦略の推進、並びに飼料高騰への対応が求められる今こそ、耕畜連携のさらなる強化を図るタイミングだと考えております。

そこで、水田における耕畜連携による粗飼料確保や、堆肥利用及び飼料用米生産に関する県の取組について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県ではこれまで、畜産農家における自給粗飼料の安定確保の

ために、耕種農家と連携し、直接支払交付金活用によるWCS用稲の推進や、効率的な粗飼料生産を担うコントラクター組織の育成に取り組んできたところです。

また、昨今の飼料や肥料の価格の高騰を踏まえ、6月補正により、飼料用米の生産拡大に向けた収穫機械などの導入支援を行うとともに、耕種農家における堆肥の利用拡大に向けた体制整備に取り組んでおります。

今後の配合飼料や肥料価格の状況が不透明な中、飼料用米の生産拡大や堆肥の有効活用は、生産コストの低減や環境に優しい農業を進める上でも有効でありますことから、引き続き、耕畜連携のさらなる強化に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 飼料用米の生産拡大は、大幅な自給飼料の確保や多様な水稻を組み合わせた水田農業の確立を後押しすることにつながり、大いに期待をしております。やはり水田には水稻が最適であると思います。

では、少し話を変えますが、今年は昨年度行われたたばこ廃作により、水田から多くの葉たばこが消えていきました。昨年の9月議会では、葉たばこ廃作農家への支援について、国庫事業の活用により、品目転換に必要な機械導入などの支援に努めるとの答弁をいただいたところであります。

そこで、葉たばこ廃作農家の品目転換の状況と、補助事業での支援についてお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨年度、県内の葉たばこ農家257戸に対し、日本たばこ産業株式会社が実施した廃作の募集に応じた農家は119戸で、このうち117戸が品目転換して農業経営を継続されています。

転換した主な品目としましては、廃作農地174

ヘクタールのうち、約93ヘクタールにカンショや里芋などの露地野菜が、約43ヘクタールに主食用米やWCS用稲などの水稲が作付されています。

また、品目転換に当たりましては、施設整備等も必要となりますことから、本県からも国に要望し、昨年12月に国で創設された「葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業」により、カンショの集出荷貯蔵施設の整備や、露地野菜の収穫機等の導入など、総事業費で約1億1,600万円の事業に対し、支援しているところです。

○日高利夫議員 露地野菜が43ヘクタールということですから、廃作農地の約53%は露地野菜、そして25%は水稲の作付とのことで、十分な支援をいただいているようです。ありがとうございます。

一方、県は、大規模土地利用型経営体を育成し、麦や大豆などの穀物の生産拡大を図っています。では、葉たばこ廃作農家に対し、麦・大豆の生産拡大を推進する考えはないか、お伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 麦や大豆で安定した所得を確保するためには、農地の集積・集約に加え、生産基盤の整備を進め、機械化体系によるスケールメリットを生かした効率的な経営を行うことが重要です。このため県では、30ヘクタール規模の土地利用型経営体を育成する中で、麦や大豆を作付する取組を推進することとしております。

一方、今回の葉たばこ廃作に係る農家1戸当たりの面積は、平均で約1.5ヘクタールであり、麦・大豆で所得向上を図ることは難しいと考えられることから、現在、カンショや里芋といった高収益作物を中心に、作付転換の支援を行っているところです。

○日高利夫議員 30ヘクタール規模が目標ということになれば、中央地域や中山間地域では麦や大豆の生産は難しいようではございますけれども、麦も大豆も、どちらも9割前後が輸入作物です。国産化は重要です。

今後は、大豆は県南に、県北には麦を、そして県央や中山間地域には米、飼料用米、WCS用稲、加工用米の生産による水稲を中心とした複合的水田農業の推進が適作ではないかと思えます。地域の特性を生かしたピンポイントのブランド化など、宮崎らしい水田農業の研究をお願いしておきます。

次に、水田を守るための極めて重要な制度である、水田活用の直接支払交付金制度についてお伺いします。

本県の令和3年度における水田活用の直接支払交付金は、WCS用稲や加工用米、飼料用米などに加え、施設園芸、飼料作物の生産など、各種転作作物の生産が定着し、96億5,000万円となっておりますが、主食用米の価格低下が続く中では、今後とも持続可能な水田農業を展開し、農家経営の安定につなげてくためには、重要な対策として位置づけられていると認識しております。

しかしながら、国におきましては、今後の交付対象水田については、今後5年間に一度も水稲作付が行われない農地は交付対象水田としないという方針を打ち出したところです。このことに対し、産地からは反対の意見も多く聞かれるところではありますが、県におかれましても、さきの6月議会答弁の中で、地域の課題を丁寧に把握していくとのことでした。

では、国は、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、現場の課題を集約するとしておりましたが、本県からはどのような回答を出さ

れたのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、農業者の代表や関係機関等で構成される地域の農業再生協議会を通じて、今回の見直しによる現場の課題等を把握・整理し、7月末に回答したところです。

主な内容としては、1点目に、食料自給率向上の観点から、畑地化して交付対象外となっても、引き続き飼料作物への支援が必要であること、2点目に、交付金を活用し、農地を守ってきた中山間地域においては、耕作放棄地が発生しないよう、地域条件を踏まえた支援が必要であること、3点目に、ハウスが整備された水田では、水田機能は維持しているため、継続して交付対象とするべきであるといったものです。

○日高利夫議員 畑地化水田、中山間地域の耕作放棄地、ハウス園芸水田などの問題は十分に把握されているようです。

では、現状の見直しのままとした場合、どのような品目にどれくらいの影響があるか試算できないのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今回の見直しにより影響を受ける品目としましては、ハウスなどが建てられているため、当面の間は水稻作付を行うことが困難である施設栽培品目や、生産性を上げるため、排水対策を行い、畑地としての利用が定着している飼料作物などが想定されます。

また、これらの品目への影響につきましては、具体的な栽培面積等が、野菜等の品目ではハウス栽培と露地栽培の交付実績が合算されるなど、国の詳細な公表データがないことや、農家の作付意向は、今後の情勢によって変化することなどから、現時点での試算は難しいと考えております。

○日高利夫議員 影響額の試算は難しいとこのことですが、特に水田の畑地化による露地野菜作付農家などには、事前に十分な情報を提供できるように、市町村との連携をお願いしておきます。

本交付金は、農家の経営に深く関与し、地域農業の基盤となっていることから、農家が納められるような見直しでなければなりません。

そこで、見直しに対する現場の声をどう受け止め、また、国に対して今後どのような要望を行っていくのか、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の水田活用の直接支払交付金の見直しによりまして、耕畜連携による飼料生産や、中山間地域等の条件不利地域の農地保全など、本県の農業者が築いてきた水田農業の仕組みが損なわれることがあってはならないと考えております。

このため、今後とも、現場の課題を丁寧に把握し、地域の実情に即した対策が講じられるよう国に訴えていくとともに、昨今の世界情勢から食料安全保障への危機感がかつてないほど高まっている中で、いかに国の農業を守っていくのかという高い視点から、対応を強く求めていきたいと考えております。

○日高利夫議員 当選を重ねるごとに国とのパイプが太くなると言われております。さらに宮崎県のために影響力を発揮されるよう、期待しております。引き続き、国に対してしっかりと地域の課題を訴えてください。

次は、食物アレルギーとグルテンフリーについて伺います。

ここまでの質問で、食料自給率向上のためには、主食である米の生産が重要であり、そのためにはどのような営農体系で水田を守っていかなければならないかなどを述べてきたつもりで

す。

そして、ここからは、主食である米の消費拡大に向けて、米からできる米粉のパン・麺・スイーツの生産振興について質問をしてみますが、その前段として、第2の日本の主食と言われる小麦について、幾つか質問をさせていただきます。

日本人の米の年間1人当たり消費量は、昭和37年度の118キログラムをピークに、一貫して減少傾向にあり、令和2年度には50.7キログラムと、ピーク時の半分以下にまで減少いたしました。今後、我が国の人口減少や高齢化の進展等もあり、米の消費量はさらに減少すると予測されております。

減少の半分近くは、パンや麺の小麦に取って代わられたということです。それだけ食生活がバラエティー豊かになったわけですが、御承知のとおり、小麦の90%近くは輸入作物であります。ウクライナ紛争等で、世界で自給率が問題視されている現在、食の安全保障上、大きな課題と考えられます。一方、小麦は、一部の人には食物アレルギーの原因になることは、皆様も御存じのとおりです。

そこでまず、児童生徒の食物アレルギーの現状について、毎年県が実施している「学校給食の指導・運営管理に関する調査」における小中学校、義務教育学校の食物アレルギーを有する児童生徒数について、全国の状況と併せて教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 全国の食物アレルギーを有する児童生徒につきましては、統計数値の残る平成25年度の調査で、公立小中学校の児童生徒約734万人に対しまして約33万6,000人であり、全体の4.6%でした。一方、同じ年の県の調査では、児童生徒約9万2,000人に対しまし

て3,526人であり、全体の3.8%と、全国に比べて若干低い割合となっております。

なお、令和3年度の県の調査では、児童生徒約8万7,000人に対しまして3,745人であり、全体の4.3%と、県内の公立小中学校におきましては、平成25年度から令和3年度の8年間で、食物アレルギーを有する児童生徒の人数、割合ともに若干増えております。

○日高利夫議員 食物アレルギーを持つ児童生徒は近年増加の傾向にあり、子供の健康を守る食育上の観点からも重要な課題と考えます。

子供の食物アレルギーは、鶏卵、乳製品、小麦などによるアレルギーが多いとのことですが、保護者や栄養士の皆さんには大変な御苦労があると思います。

そこで、学校給食における食物アレルギー対策と課題について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校におきましては、毎年、食物アレルギー調査を行い、個別の留意事項や緊急時の対応等について、年度初めに校内研修を行いまして、全職員の共通理解の下、対応しているところであります。

また、児童生徒の状況や調理場の実態に応じまして、一人一人に対応した除去食や代替食の提供、あるいは弁当持参を求めています。

課題といたしましては、多様化している食物アレルギーに対応するため、食物アレルギーの原因となる食品が入らないような献立の作成や、調理工程の中で、個別に複数の調理作業が求められることなど、通常業務に加えた対応が必要となることが挙げられます。

○日高利夫議員 本県では、1週間に5日の学校給食のうち、小中学校では、御飯が平均3.2回、パンが平均1.8回の割合で出されているそう

です。パンのうち、米粉パンは年間で7回程度だそうです。小麦でできているパンには、食物アレルギーの原因となるグルテンというたんぱく質の一種が含まれており、このグルテンが、一部の人には消化不良や便秘、下痢などを引き起こすとされています。米粉には、このグルテンは一切含まれておりません。

大阪府では、この小麦アレルギー対策として、米粉パンを学校給食に提供しております。豊中市の学校給食課にお聞きしましたところ、平成21年度から米粉パンを導入し、現在でも市内全小学校41校で実施しているとのことでした。しかし、コスト面で米粉パンは高くなることから、2か月に1回程度の提供となるため、残念ながら、小麦アレルギー対策の効果については検証データが取れていないとのことでした。

米粉のパンの導入は、米の消費拡大にも、また、小麦アレルギー対策にもつながるものと思われる。そこで、小麦アレルギー対策の一環として学校給食に米粉パンを推進していくことについてどのように考えるか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、米粉100%のパンを学校給食に提供することは、小麦アレルギー対策につながるものと考えます。

しかしながら、現在提供されております米粉パンは、製造におけるパンの成形のしやすさや食感などから、米粉85%に小麦が原料であるグルテンを15%使用しております。小麦アレルギー対策には適さないのではないかと考えております。また、1個当たりの単価が約60円でありまして、通常提供されるパンの単価約50円と比べますと、価格の面でも高くなっております。

米粉100%のパンを提供するための課題といたしましては、専用の製造機が必要となることや、1個当たりの単価が現在提供している米粉パンよりさらに高くなることなどが挙げられます。

このような課題もありますことから、小麦アレルギー対策の一環としての米粉パンの提供につきましては、今後、市町村や関係機関との情報共有に努めてまいります。

○日高利夫議員 価格差が大きな支障となるようでは、国の未来を担う子供たちの健康問題は、私たちの身近な課題でもあります。国も米粉の生産・消費拡大を推進していますので、食育の観点のみならず、食物アレルギー対策の観点からも何か検討できないものか、ぜひお願いしておきます。

また、欧米においては、小麦に含まれるグルテンを摂取することにより、小腸に炎症が生じ、吸収不良を起こし、下痢や体重減少を引き起こすと言われている——日本人には少ないんですけれども——セリアック病の発症が多いと言われております。このため、最近、小麦に含まれるグルテンを含まないグルテンフリー、ノングルテンの食物として、日本の米粉のパン・麺・スイーツの人气が急速に高まっているということでもあります。

米粉はグルテンを含んでいないので、アレルギーの心配がありません。パン100グラム当たりのカロリーは、小麦約360キロカロリーに対し、米粉は約260キロカロリー。米粉は低カロリーでダイエット効果が高い。油の吸収率が小麦38%に対し、米粉は21%でヘルシーである。さらに、人間の体をつくるのに非常に重要な栄養素となるアミノ酸の値が、小麦41に対し米粉は65で、小麦より米粉のほうが人間の食物として優

れていると、国も米粉を評価しております。

そこで、国が平成30年度から開始した「ノングルテン米粉第三者認証制度」の内容と実績について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 近年、グルテンフリー食品の需要が増加傾向にあることから、国は、これらの需要を取り込むことにより、米粉製品の普及拡大を図るため、世界で最も厳しいグルテン含有量の基準や、工場での製造工程等を規定したガイドラインを策定しました。ノングルテン米粉第三者認証制度は、この国のガイドラインに沿って、グルテンをほとんど含まない米粉として、日本米粉協会が認証するものです。

この制度は、平成30年度から運用が始まり、現時点での認証実績は、全国で4社の8製品となっておりますが、国は今後、認証の拡大を通じて、国内外における米粉製品の販売を支援することとしております。

○日高利夫議員 日本では既に忘れ去られた感のあるグルテンフリー、ノングルテン食物である米粉のパン・麺・スイーツが、欧米で新たなブームとなって、日本にも広がってきつつあります。既に我が国もその準備はしているということですね。

では、果たして、小麦のパン・麺・スイーツに味、価格とも匹敵するものが米粉でできるようになったら、どのようになるのか。

近年の米粉パン発祥の地は、新潟県胎内市です。米粉は小麦粉と違い、ふわふわのパウダー状にすることが困難で、パンには不向きであるとされてきましたが、平成6年に新潟県の食品研究センターが中心となって、「米粉の製造方法及びその利用食品」という特許を取得し、「微細製粉技術」という新たな技術が開発さ

れ、小麦粉に引けを取らないパンが米粉で作られるようになり、米粉パンはその後、日本にブームを引き起こすこととなります。本県においては、ほとんどはやりませんでしたけれども。20年以上も前の話です、平成13年だったと思います。

当時、役場の水田農業の担当だった私は、東京で購入した米粉のパンを持って、県の農産園芸課に宣伝に行ったことがあります。評判は上々だったんですが、その後、米粉のパンは徐々に忘れ去られていくこととなります。

なぜ駄目になったのか、それは単純でした。やっぱり小麦のパンのほうがおいしい、米粉のパンはちょっと高いよねと、消費者の心をつかむことができませんでした。

それでも国が、米消費拡大と自給率向上という大義名分の下、地道に米粉の生産拡大を推進したおかげで、近年では製粉技術も格段に向上し、おいしさの点では引けを取らない米粉のパンや麺、スイーツができるようになりましたが、宮崎市内のスーパーでは、熊本県産の米粉ですが、1キログラム当たりで薄力小麦粉の1.7倍でした。そして、今度は宮崎市内の小麦の価格は、昨年4月と今年の4月では1.2倍に値上がりしております。

政府の小麦の買い支えがいつまで続くかも不透明です。そして、ここに来て、ウクライナ紛争等による食の安全保障、食物アレルギー対策やグルテンフリーブーム、小麦価格の高騰、持続的な水田農業など、米粉を取り巻く食料事情は、また大きな転換期を迎えようとしております。

では、全国における米粉用米の作付状況と本県の状況を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 米粉用米の令

和3年作付面積は、全国では7,632ヘクタールで、県別では、新潟県が2,145ヘクタールで最も多く、次いで栃木県が1,099ヘクタール、埼玉県が912ヘクタールの順となっております。

本県では、約16ヘクタールの作付があり、そのうち約8割に当たる11.6ヘクタールが新富町で作付されているほか、綾町と延岡市で作付されております。

○日高利夫議員 本県は16ヘクタールで、ほとんど農業生産としての実績はないということのようです。

せんだって、熊本県流通アグリビジネス課に聞きましたところ、熊本県では、令和3年度に300ヘクタールの米粉用米の作付があったとのこと。また、平成25年度に大津町、平成26年度に菊陽町で、米粉からできる玄米パンの製造販売を行う事業者に対し、国の事業を活用し、店舗整備等に1億5,000万円の支援を行ったとのことでありました。「米粉からできる玄米パンです。お客さんが多いですよ」と、近くのコンビニの店長は言っておりました。

では、本県の米粉用米の生産拡大に向けた課題と支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 米粉用米の生産拡大には、その出口となる確実な需要が必要であると考えております。

このため県では、農家と加工業者等とのマッチング支援による生産拡大や、学校給食における利用促進、JAグループとの連携による米粉料理コンテストの開催、地域の加工グループへ材料となる米粉の提供を行っているところであり、引き続き県民への啓発など、米粉利用の裾野の拡大を進めてまいります。

○日高利夫議員 消費者のニーズがなければ、

生産拡大は望めないというようなことだと思いますが、検討は十分されてきたということであります。

では、出口サイドとなる商工観光労働部長に、県内食品製造事業者における米粉を使用した製品開発の状況について、お伺いいたします
○商工観光労働部長(横山浩文君) 小麦の価格高騰やグルテンフリー製品の需要拡大を背景として、米粉を使用した製品開発への関心が全国的に高まっております。

このような中、これまで県内では、米粉を使用したパンやマフィン、パスタなどが製品化されており、国内販売だけでなく、海外へ輸出されているものもあります。

また、現在、食品開発センターにおきましては、既存製品で使用している小麦粉を米粉へ変更するための相談に加えて、揚げ物の衣への米粉の活用や、新商品における米粉の配合割合に関する相談などが寄せられており、指導・助言等を行っております。

さらに、今後も米粉を活用した食品開発のニーズが高まっていくことが見込まれますことから、高品質の米粉を製造できる気流式製粉機を導入するなど、食品開発センターの支援機能強化を図ることとしております。

○日高利夫議員 商工部門では、この課題に対してはほとんど手つかずだと私は思っておりましたので、気流式製粉機の導入は、ちょっとびっくりしたところであります。

米粉のパン・麺・スイーツは、国内外で多くの消費者に受け入れられ、既に米粉の豚骨ラーメンは輸出されるまでになっており、製品開発はさらに進化していくはず。パンや麺とはちょっと違いますけど、例えば、ギョーザ日本一の宮崎です。米粉のギョーザの皮で包んだ綾

の有機野菜とか、宮崎牛をふんだんに利用した「宮崎県オーガニック・グルテンフリーギョーザ」とか、いろいろ考え出すと何か楽しいですね。

では、今後、米粉を使用したパンや麺、スイーツなどを開発するための課題とその対応について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 米粉は、グルテンフリーでアミノ酸バランスに優れており、また、小麦粉に比べて油の吸収率が低いため、天ぷら粉に使用するとさくさく感が長持ちしたり、パンに使用した際にはもちもちした食感が得られます。さらに、だまにならないため、粉をふるう必要がなく、調理しやすいなどの特徴がございます。

一方、活用する際の課題として、小麦粉に比べ、パンなどに使用した場合に膨らみにくい、冷めると固くなりやすいなどのほか、小麦粉よりも価格が高いことが挙げられます。

こうした課題を解決するため、食品開発センターにおきまして、米粉の加工ノウハウを持つ職員による助言や技術指導を行うとともに、新たに導入しました気流式製粉機を活用し、試作品の製造等の支援を行うほか、事業者に対する新商品の開発や、改良に要する費用の補助等も行いながら、付加価値の高い米粉製品の開発を促進してまいります。

○日高利夫議員 消費者が買ってくれる、おいしさと値段が根本的な課題であります。これをクリアできなければ、その先の展開はあり得ません。

秋田県では、米粉の商品開発に1件50万円を限度として補助金を、新潟県では、首都圏バイヤーとの商談会や和食給食調理講習会の実施、

栃木県では、栃木県米粉食品普及推進協議会が米粉食品開発を支援するなど、幾つもの県が米粉に特化した支援策を実施しています。

県内においても、ミヤベイ直販をはじめ、高千穂町の精米業者さん、串間市の製麺業者さん、あちこちのパン屋さんなどが、米粉や米粉を使った製品の開発に取り組んでおられます。本県もしっかりと支援すべきではないでしょうか。本気でやろうと思えば、幾らでも方法はあるんじゃないかと思います。

米粉のパンや麺、スイーツは、米を御飯にするか、米粉にするかですから、農家は問題なく生産が可能です。米粉の需要が拡大すれば、農家所得の向上、新規参入者の増加や耕作放棄地の減少が期待され、大規模農家や専業農家の営農環境が整い、災害防止としての田んぼダム機能は維持され、田舎の田園風景はしっかりと守られていくのではないのでしょうか。

農家は、将来にわたり安心して米を栽培し、食料自給率の向上による食の安全保障に大きく寄与することになります。消費者は、グルテンフリーによるアレルギー対策や低カロリーによる健康志向が目指せ、これまでにない新しい食文化を楽しむことができるかもしれません。お店や企業は、パンとかラーメン、うどん、焼きそば、パスタ、ケーキ、洋菓子等のスイーツなどの食品開発による経済効果が期待でき、ユネスコの無形文化遺産としての和食文化の世界へのさらなる発信にも夢が膨らみそうです。

多くの課題が山積することは十分承知していますが、県民の英知を結集すれば、決して乗り越えられない課題ではないと考えております。子供や孫たちにしっかりと食の安全保障を残してやれるように、米が米粉として世界に共通する食料となり、小麦とともに地球の食料自給に

大きく貢献できるような時代が来ることを、私は願っております。

国策としての米粉の需要拡大、米粉製品の開発です。日本の食料供給基地を目指す本県としては、この宮崎の地方から、ピンチをチャンスに変える新たな行動を起こすべきときではないでしょうか。ライバル熊本県は、既に8年以上も前に米粉に着手しております。宮崎県はどうしますか。

では最後に、米粉を使用したパンや麺、スイーツの将来性について、永山副知事の感想をお聞かせください。

○副知事(永山寛理君) 私も単身赴任生活が長くなっておりまして、スーパー、コンビニでも、議員御指摘のようにパン、麺、ケーキ、ピザ、スイーツ、様々な米粉製品を目にするようになりまして、ほぼ10年前の米粉ブーム以降、様々な商品開発が進んできたと感じております。私の田舎の沖縄の銘菓「ちんすこう」も、米粉を使ったものが最近出てきているということで、技術開発が進んでいると感じております。

米粉には、小麦粉とは違う味や食感もございますし、グルテンフリーというような特性もございますので、小麦粉の代わりに使用するほか、米粉ならではの特徴を生かした、価格に見合うおいしい製品を開発していくことで——まさにこの出口の戦略が非常に重要でございますが——米粉を活用した製品が国内や海外へ一層広がる可能性があると考えております。

御指摘のように、米の消費量の減少や食料自給率の問題は以前から指摘されてきたことでございますけれども、今後の世界的な人口増加や昨今の国際情勢などを踏まえますと、その重要性は高まるばかりだと考えております。

米粉の活用は、食料自給率の向上はもとより、議員御指摘のように、国土の保全や水源の涵養に重要な役割を果たす水田の活用促進にもつながるものでございますので、国としても積極的に取り組むこととしておりまして、県としましても、先ほど両部長から答弁がありましたように、米粉の利用促進につながる支援を実施していきたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

以上をもって、私の一般質問を終わります。
(拍手)

○中野一則議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、小林市西諸県郡選出、丸山裕次郎です。

先月8月26日に、小林青年会議所主催の「ウクライナの今」「国を護るとは」の講演会に参加してきました。「ウクライナの今」の講師であるグレンコ・アンドリー氏は、ウクライナ生まれで、2010年に早稲田大学に語学留学され、その後、京都大学へ留学し、今でも日本に在住し、ウクライナ情勢や世界情勢等について講演されております。

講演会終了後にグレンコ氏の著書「ロシアのウクライナ侵略で問われる日本の覚悟」を購入させていただきました。その著書の冒頭に、このように記載されております。少し紹介させていただきます。

皆さん、クイズをしませんか。ある国の特徴を幾つか言いますので、どこの国か、当ててみてください。

「ある国」の特徴。

1、国は平和ボケしていた。2、「軍隊はなくてもいい」という論調が強かった。3、近年、国益を明らかに損なった売国政権を経験した。4、外国にこびた弱腰外交を行って

た。5、愛国者は「ナショリスト」「ファシスト」とレッテル貼りされていた。

ひどい特徴ですね。このような国は遅かれ消滅する運命にあると誰もが思うでしょう。

さて、皆さん。この「ある国」とは、どの国でしょうか。「日本」だと思われたでしょうか。

残念ながら違います。この「ある国」とは、「ウクライナ」です。日本とウクライナは、国防・安全保障の面や、国家意識・民族アイデンティティの面で、驚くほど似ているのです。

と記載されており、びっくりいたしました。日本の危うさを感じつつ、国防・安全保障の重要性を改めて感じました。また、ウクライナでの戦争が一日も早く終わることを願っております。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢について伺いたします。

これまで代表質問を含め、数名の方が次期知事選について伺いしておりますが、私も多少重なる面がありますが、質問させていただきます。

私が議長のとときに、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長に就任されました。約2年前の2020年11月、「自民党予算・税制に関する政策懇談会」に私は、全国議長会の代表として参加し、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長の立場で参加しました。あの頃から知事は、政府や与党、国会議員、各省庁と協議・面談し、地方創生交付金の増額やコロナ対策について積極的になったと感じております。

そこで、全国知事会の地方税財政常任委員長として、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の確保に向けた、これまでの取組について、知事にお伺いいたします。

あわせて、地方税財政常任委員長を支える事務方として、どのような取組が求められているのか、政策調整監にお伺いいたします。

次に、新型コロナ対策について伺いいたします。

政府が、新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金について、2020年度分の効果検証を取りまとめた報告書によりますと、2020年度中に使われた2兆393億円のうち、25%に当たる5,141億円が、中小企業などに対する事業継続関係の補助金に活用され、地域経済を下支える意義があったと評価しております。

一方、会計検査院が、厚生労働省と経済産業省から2020～2021年度の申請データの提供を受けて調査したところ、雇用調整助成金で約63億2,300万円、休業支援金で約3億4,700万円、持続化給付金で約32億8,500万円、家賃支援給付金で約2億4,600万円、総額100億円を越す不正受給があったと報道されております。

今回見つかった不正受給は、特定の労働局を対象にした抽出調査の結果も含まれており、会計検査院関係者は氷山の一角と見るとも報道されております。

そこで、県の事業者支援に係るコロナ対策事業に関して、その効果をどう検証しているのか、また、国における不正受給の報道もあるが、県の状況について商工観光労働部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。地方創生臨時交付金の確保についてであります。

比較的自由度の高い地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染の長期化が多方面に影響する中で、感染拡大防止に加え、地域の実情に応じ、事業者や生活者を支援する上で大変重要な財源となっております。地方税財政常任委員長就任以来、状況が異なる地域の財政需要を取りまとめ、また、その都度、全国における活用状況調査を行いながら、その結果を基に政府や関係省庁等に繰り返し要望を行ってまいりました。

その結果、昨年度は、総額で7.4兆円の予算が措置され、本県には県分として約330億円、市町村分を合わせると約413億円が措置されております。また、今年4月には、原油価格・物価高騰対策として総額1兆円が措置され、県分として約58億円、市町村分を合わせると約106億円が交付限度額として示されているところであります。

また、全国知事会に設置されました「くらしの安心確立調整本部」の副本部長にも就任しまして、現下の物価高騰等に対応するため、これも、交付金の活用状況調査等を踏まえて交付金のさらなる増額等を求めてきた結果、先週、岸田首相から6,000億円の新たな交付金の創設が発表されたところであります。

先行きが見通せない中で、地域経済や住民生活を守り抜くため、今後とも必要な財源確保に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○政策調整監（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。事務方の取組についてであります。

主な業務は、年末に国が決定します地方財政対策及び税制改正への地方の意見の反映や、地方創生臨時交付金など、地方が必要とする財源の確保などに向けました各提言の作成、また、委員長であります知事による政府等への要請活動の調整になります。

提言の作成に当たりましては、例えば、実情が異なる都市部と地方の意見の調整、客観的データ等に基づく論理的内容、国側の視点にも立った伝わる工夫に、特に留意しております。

また、提言内容等をより多くの方々に知っていただくため、要請活動の都度、知事による在京報道関係者への説明や、全国知事会及び県のホームページにおける活動状況の公表も行ってまいります。

今後とも、地方が必要とする財源の確保等のためにしっかり取り組んでまいります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（横山浩文君）〔登壇〕

お答えします。事業者支援に係る効果検証と不正受給の状況についてであります。

県では、国の臨時交付金を活用し、資金繰り支援をはじめ、売上げが減少した事業者に対する支援金の支給や、新たな事業分野への進出を目指す事業者への支援など、様々な取組を行ってまいりました。

こうした取組の結果、昨年度の本県の負債額1,000万円以上の倒産件数は20件と、コロナ禍前の令和元年度の34件を下回るなど、これまでの事業者支援に係る取組が、事業者の事業継続に一定の効果があったものと考えております。

また、県が直接支給した支援金等に係る不正受給につきましては、令和2年度に、遊興施設等への休業要請に係る協力金に関し、暴力団員であることを隠して協力金をだまし取った事案がありましたが、既に逮捕されるとともに、当該協力金は県に対して返還済みでございます。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 答弁ありがとうございます。

知事の政治姿勢について再質問を行います。

新型コロナ対策に必要な経費としての地方創生臨時交付金の確保・増額や、原油・物価高騰対策につきましては、知事のリーダーシップの下で上げられた成果の一つではないかと感じております。

しかし、私の地元の県民には、全国知事会の地方税財政常任委員長として何をしているのか、全くと言っていいほど知られていない状況であります。知事は、真面目で人はよさそうだけれども、知事がどういうビジョンを持っているのか理解していない人も多いと思われま

す。3期までの選挙は、対立候補はいたものの、楽な選挙だったと思います。言い換えれば、冒頭に紹介した本に書かれていることを引用しますと、「平和ボケしていた選挙」だったと言え

ると思います。次期選挙は、全国的にも珍しい現職と元職の争いで、元職といえども非常に知名度が高く、発言力がある候補ですので、厳しい戦いになると思われます。

そこで、次期知事選に向けての意気込みと、県民に対しどのようなことを主張していかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事就任以来、3期12年にわたり、愛する宮崎のため、様々な課題にも真正面から向き合っ

て、ひたむきに県政発展に邁進してまいりました。その結果、口蹄疫からの再生復興という極めて困難な課題にも道筋をつけ、その後は、県民の悲願であります高速道路網の整備をはじめ、フードビジネスの振興やグローバルな市場開拓、防災・医療の拠点である防災庁舎や県立宮崎病院の建設、宮崎カーフェリーの

新船就航など、本県の安全安心な暮らし、将来の発展の礎となる基盤づくりがしっかりと進められてきたことに、確かな手応えを感じているところであります。また、先ほど御質問いただきました、知事会の委員長としての役割を果たす中で、知事会としての役割の高まり、また、国とのパイプをより太いものにしてまいりました。

これからの5年、10年を見据えると、時代は大きく、そして予想を超えるスピードで変化していくものと考えております。特にAIやデジタル技術などの活用によりまして、地域課題の多くが改善されていき、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方も一般的となり、人々が仕事や暮らしに求める条件や価値観さえもが変わってくるものと考えております。これは、見方によっては本県にとって追い風であると、そのように前向きに捉えているところであります。

ウクライナ情勢によりまして浮き彫りとなった食料や資源確保の問題は、世界的な人口増加により、ますます厳しくなることが想定されます。こうしたことを背景とし

て、食料供給基地としての本県の役割は極めて重要なものとなってまいりますほか、恵まれた自然環境や充実したスポーツ施設、地域や人の絆など、宮崎ならではの価値が改めて見直され、本県のブランド力はさらに高まっていく可能性があると考えております。

県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、このような全国に誇れる本県の強みや魅力、ポテンシャルを生かした地域づくり、産業づくりにオール宮崎の体制で取り組み、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できるような社会を目指してまいります。

○丸山裕次郎議員 次期選挙は厳しい選挙になるとは思いますが、知事が本物の政治家になれるチャンスだとも思っております。自由民主党も全会一致で推薦を決めております。候補

者である知事がまず、火の玉になって頑張る姿勢を見せることが必要です。よろしくお願い申し上げます。次の質問に移ります。

次に、新型コロナ対策について再質問を行います。

答弁にありましたとおり、本県でも中小企業等に対する支援策で、ある程度地域経済を支えることができたということでもありますけれども、壇上で述べましたとおり、会計検査院により、様々な事業で不正受給が行われたと指摘されております。

また、経済産業省の職員による不正受給や、家族ぐるみでの大規模な不正受給が摘発された事件が報道されております。税金を食い物にした行為は、許されるものではありません。本県では、中小企業対策で、不正受給に関して大きな問題は生じていないと理解いたしました。

さて、新型コロナ対策の一環で、不足する病床などを補完する目的でのホテルの借り上げや、重症化予防対応として臨時に点滴等を行える施設を設けるなど、命を守る様々な対策が行われました。これらの事業に対して様々な御苦勞があったことと、敬意を表します。

新型コロナ感染症は、第1波から現在の第7波まで、ウイルスの変異により病状も変わるのを受けて、当初は全員入院していたのが、ホテル療養、自宅療養などが認められるようになりました。コロナ感染のフェーズに応じ、新型コロナ病床として登録されていた病院への補助についても変更されておりますが、不足する病床を補完する目的で借り上げているホテルの使用状況等が気になっております。

そこで、宿泊療養施設及び宿泊療養施設に併設する臨時の医療施設の借り上げ費用と稼働率について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 宿泊療養施設は、家庭内感染のおそれや自宅療養ができない事情等がある方に、適切な療養環境を提供する目的で設置しており、感染拡大に備え、年間を通じてあらかじめ確保しておく必要があることから、県では、5施設で合わせて500室を確保しております。その借り上げ費用は、月額約9,600万円で、稼働率は、感染状況によって入所者数に大きな変動があり、例えば、令和4年4月から8月末までの開設期間におきましては、31.2%となっております。

また、県が運営しております臨時の医療施設では、第6波におきましては、重症化リスクのある軽症の方に対し、中和抗体薬による点滴治療を、また第7波においては、自宅療養中に症状悪化を訴える方に対し、処方や点滴治療を実施しております。なお、臨時の医療施設に係る借り上げ費用は月額110万円で、稼働状況は、今年4月から8月末までの開設期間につきましては延べ267名、1日平均で5.5名の方に治療を行っております。

○丸山裕次郎議員 新型コロナウイルスは未知のウイルスということで、大変御苦勞のある中、これまで経験していない事案に対応していただいていることに感謝しておりますが、対策費の原資は貴重な税金であります。医療現場など大変なことに変わりはないと思いますけれども、初期の混乱期の取組を継続するだけでなく、見直しも必要だと思っております。

そこで、新型コロナウイルスの医療提供体制について、今後、ウイルスの特性に応じた見直しも必要と考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 新型コロナ対策の初期段階におきましては、従前からの感

感染症指定医療機関だけでは患者を受け止め切れなかったことから、新たに入院医療機関や宿泊療養施設を確保しながら、医療提供体制を拡充してきたところであります。

その後、国の療養方針の変更等を踏まえまして、医療機関だけでなく、宿泊療養施設、自宅等を含めた総合的な医療提供体制の確保を進めております。

さらに、オミクロン株による感染拡大に伴い、病床確保のほか、特に重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者に対する医療提供の支援策を講じるなど、状況に応じた対策に取り組んできたところであります。

新型コロナウイルス自体も変異を繰り返す中、国においても、療養期間や全数把握の見直しなど、対応方針の変更がなされてきておりますので、県といたしましては、本県の実情を踏まえ、引き続き、柔軟かつ迅速に必要な見直しを行いながら、医療提供体制の確保に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、インボイス制度についてお伺いいたします。

インボイス制度は、午前中、窪菌議員からの質問にありましたように、来年10月1日から導入される制度であります。

窪菌議員の質問に対する答弁のとおり、インボイス制度が始まると、インボイス発行事業者は、取引に関する請求書に、税率ごとに区分した消費税額を記載して買手に渡すことにより、仕入税額控除を受けることができます。逆にインボイス発行事業者にならないと、買手が控除できなくなり、ひいては取引を変更されてしまう可能性が生じてしまいます。

そこで、インボイス制度について、県としてどのように対応してきたのか、今後どのように

対応していくのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） インボイス制度につきましては、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことで、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、令和5年10月から導入されるものであります。

現在、国におきましては、同制度についての理解を深めるために相談窓口を設置するとともに、中小事業者のIT導入補助金、免税事業者からインボイス発行事業者となる事業者の販路開拓を行うための持続化補助金などの支援が行われております。

県におきましては、ホームページにこれらの内容を掲載して、事業者に対する情報提供を行ってきたところであり、今後とも引き続き、国と連携して周知・広報に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 ありがとうございます。

先日、宮崎県シルバー人材センター連合会を訪問した際、シルバー人材センターは、農家や個人から農作業や草刈りの作業費用として、消費税込みで1万1,000円と手数料の収入を基に運営してきましたが、来年10月からインボイス制度が始まると、会員がインボイス発行事業者になることは極めて厳しく、1万1,000円全てを会員に支払っても、仕入税額控除を受けることができず、負担が増え、運営危機に陥ってしまうとの悲痛な声を伺いました。

国においては、シルバー人材センターの運営の激変緩和策として補助金を検討していると聞いておりますが、私の地元、高原町シルバー人材センターは、小規模なため、法人格を有していないことから補助対象になっておらず、今後の運営が危惧されております。

そこで、インボイスの導入により大きな影響があるとされるシルバー人材センターに対し、県はどのように対応していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） シルバー人材センターは、高齢者の就労機会の提供等の重要な役割を担っておりますが、インボイス制度の導入により、免税事業者である会員との取引で仕入税額控除ができなくなり、新たな税負担が発生し、運営に影響が生じることが危惧されます。

一方、受注料金の引上げや会員への支払い額の引下げも、コロナ禍の影響等により契約高が減少傾向にある中、発注離れや会員減少につながりかねず、各センターにおいては、対応を慎重に検討されていると承知しております。

このため、県としましては、受注の大きな割合を占める市町村等に、価格転嫁への理解と予算の確保を依頼したところでありますが、制度導入は全国共通の課題であることから、国に対し、あらゆる機会を捉えて、制度の適用除外や支援策について要望してまいります。

○丸山裕次郎議員 インボイス制度の周知については、先ほど総務部長から、「ホームページを通じ、事業者へ情報提供を行っている」と答弁をいただいたところでありますけど、県内の小規模事業者においては、制度の周知など、十分に行き届いていないことが懸念されております。

そこで、小規模事業者に対し、インボイス制度の導入をどのように支援していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） インボイス制度の適用を令和5年10月の制度開始から受けるためには、令和5年3月31日までの登録申

請が必要でありますことから、県内各地の商工会議所や商工会において、事業者に対するセミナーや説明会を開催するなど、広く制度の周知が図られているところでございます。

しかしながら、特に小規模事業者については、制度の内容や登録のための具体的な手続等、十分な理解が得られていない部分もあると思われま

す。このため、商工会議所等では、経営相談や巡回指導等を通じて、県内の個々の小規模事業者に対し、制度の周知や登録に必要な手続の支援を行うなど、丁寧に対応していただき、県といたしましても、引き続き、商工団体等と連携して周知に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、吉都線・日南線についてお伺いいたします。

経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方を話し合ってきた、国土交通省の有識者検討会は、7月末に、利用者が少ない区間に関し、関係者間で、バスへの転換を含めた運行見直しの協議に入る枠組み「特定線区再構築協議会」（仮称）の創設を提案しました。

新たな協議会の対象として、1キロメートル当たり1日平均利用者数が1,000人未満といった目安が報じられております。県内でこれらの目安に合致するのは、吉都線・日南線の一部区間等であります。

今回の検討会の案に対し、宮城県の村井知事は、「国やJR、地方鉄道、沿線自治体が手を携えることで、路線を継続できるのか、できないのか、みんなで知恵を出し合うことが重要」と発言しております。

また、福島県の内堀知事は、「国や自治体、事業者などによる積極的な議論が必要な時期に来ている」と発言しております。

そこで、ローカル鉄道に関する国の検討会の提言について、どのように受け止めているのか、知事にお伺いいたします

○知事（河野俊嗣君） この国の検討会は、危機的状況にありますローカル鉄道の利便性及び持続性を確保するために設置されたものでありまして、利用者数が著しく少ない線区につきまして、国が中心となって協議の場を設置することや、制度面・財政面における国の支援の必要性などが提言されたところであります。

地方におきましては、人口減少やマイカーの普及などによりまして、鉄道に限らず、公共交通機関の利用者数が減少していることなどから、将来を見据え、今のうちから議論していくという考え方は、非常に重要であると考えております。

また、広域的な公共交通機関である鉄道については、国鉄改革の経緯等も踏まえ、国が責任を持って、しっかりと技術的にも財政的にも支援していくことは、大変重要な視点であると考えております。

本県では、既に地域・沿線の皆様、また、関係団体と連携しながら、様々な議論を進めているところでありますが、今回の提言を受けて、さらに今後、国がどのように対応していくのか十分注視しながら、引き続き、沿線自治体と共に、路線の維持・存続に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 今回の提言を受け、本県でも、吉都線・日南線で地域交通をいかに維持していくかを議論していくためには、JRや地元事業者等からの情報提供が不可欠であります。しかし、これまでJR九州は、利用者の少ない区間のみの一方向的な情報開示のみにとどまっております、この姿勢は不愉快に感じております。

国鉄から分割民営化が行われた際、37兆円余

りの長期債務処理や経営安定基金設置など、国が大きく関わって実現されたことと思います。このようなことから、今後、JRからの情報提供がしっかり行われることを期待しております。

そこで、JR九州の情報提供の在り方についてどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします、

○総合政策部長（松浦直康君） JR九州は、令和2年以降、輸送密度が2,000人未満の線区のみ収支を公表しておりますが、鉄道ネットワーク全体で、その在り方や利用促進など維持・活性化に向けた取組を検討するためには、より詳細な情報をいただき、関係者間で共有していくことが大変重要であると考えております。

このような中、JR九州も参加している線区活用の検討会等において、駅別の乗車人員など利用状況の一部については、説明をいただいているところでありますが、国の有識者検討会の提言では、鉄道事業者の果たすべき責務として、積極的な情報公開を求めていますことから、全ての線区別収支の公表など、さらなる情報提供を強く要望してまいります。

○丸山裕次郎議員 危機的状況にある吉都線・日南線について、単なる現状維持ではなく、真に地域の発展に貢献し、利用者からも感謝され、人口減少時代にふさわしくコンパクトでしなやかな地域公共交通に再構築していくことが必要だと思っております。

そのためには、国、地方自治体、交通事業者等が、役割分担を踏まえて協力・協働しながら取り組んでいくことが不可欠で、ノウハウを持った人材が必要だと思っております。

そこで、公共交通に関するノウハウを持った人材の確保が重要だと思っておりますけれども、どの

ように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新型コロナの影響等によりまして厳しい状況にあります地域の公共交通を、今後の人口減少等も踏まえた上で、将来にわたり持続可能なものとするためには、公共交通に関するノウハウを持った人材の育成が大変重要であると認識しております。

また、今般設置いたしました宮崎県地域公共交通協議会では、地域間幹線バスを中心とした5年間の計画を策定することとしておりまして、今後、市町村や交通事業者等と共に議論をまいりますので、県だけでなく、それぞれの関係者が長期的視点で将来を考えることのできる人材の育成に努めていく必要があると考えております。そして、そういった人材育成を求めてまいりたいと考えております。

このような中、国の有識者検討会では、自治体における人材育成や学識経験者等の確保について、国の支援策の充実を提言しておりますので、今後、その動きも注視してまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、デジタル田園都市国家構想についてお伺いいたします。

政府は、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推し進められております。構想に基づき、新たに「デジタル田園都市国家推進交付金」が設けられ、デジタル実装タイプと地方創生テレワークタイプの2種類の事業が進められております。

デジタル実装タイプでは、マイナンバーを活用した行政サービス提供の取組、オンライン診療などデジタルを活用した健康・医療サービス提供の取組、オンライン授業などデジタルを活

用したGIGAスクール構想の推進の取組、農林水産業におけるIoTなどデジタル技術を導入し生産性向上等を図る取組、観光アプリなどのデジタル化による観光振興の取組など、様々な取組ができることになっております。

一方、地方創生テレワークタイプでは、「転職なき移住」を実現し、地方へ新たな人の流れを創出するため、サテライトオフィス等の整備や運営を行い、県外からの企業の進出や定着化などを支援することができることになっております。令和3年度補正予算で、200億円規模の交付金事業により、全国で531団体、843件が採択となっております。

本県では、デジタル実装タイプとして、県事業では、森林クラウドシステム構築事業ほか2件や、都城市、延岡市が採択されております。しかし、地方創生テレワークタイプでは採用ゼロでした。

そこで、今回のデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択状況について、どのように評価しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地方では、デジタル化を進めるために、財源や人材の確保が大きな課題となっております。このような課題に対応する今回の交付金につきましては、デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む実装タイプに、本県から8つの案件が採択され、九州で4番目の額となる約3.5億円の交付が決定されたところであります。

採択された事業につきましては、産業振興や暮らしの利便性につながるものでありまして、デジタル社会の実現に寄与するものと期待しております。

なお、都市から地方への新たな人の流れの創

出に取り組むテレワークタイプには、今回、本県からの申請はありませんでしたが、昨年度までの地方創生テレワーク交付金では、4団体が採択を受けておりまして、通信環境が整った共有オフィスの整備などに取り組んでいるところでもあります。

○丸山裕次郎議員 デジタル田園都市の交付金を生かせば、様々な事業展開ができると思いますが、市町村では、交付金を活用したいが、デジタルに詳しい人材が不足しているなどで事業につなげられない状況ではと思っております。新型コロナウイルスを経験し、全世界と比較し、日本のデジタル化の遅れを痛切に感じており、宮崎のような地方ほど遅れていると思っております。

コロナというピンチをチャンスに変えるためには、デジタルの有効活用が不可欠だと思っております。今後、地方が抱える様々な課題の解決や、県民生活の利便性の向上のためには、デジタル田園都市国家構想に沿ったデジタル化の取組を全県下に広げるべきだと考えております。

このことにつきましては、内閣府地方創生推進事務局の参事官として、スーパーシティ構想の準備等に取り組まれた永山副知事に、前職の経験を踏まえてお伺いいたします。

○副知事(永山寛理君) 議員から御紹介いただきましたとおり、私は、内閣府時代にスーパーシティ関連法の整備に携わった経験がございます。これは、国家戦略特区として、デジタル改革と規制改革により未来社会を実現しようとするものでございまして、その後のデジタル田園都市国家構想につながっていったものでございます。

この構想は、デジタルの力で地方の個性を生

かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図るものであり、少子高齢化をはじめ、様々な課題に直面している本県でこそ、積極的に進めるべきものと認識しているところでございます。

このため、今年1月には、構想策定の中核メンバーで、私の元上司でもありました、デジタル庁の村上敬亮統括官を講師に招いたセミナーを開催いたしまして、県内の様々な産業分野の事業者や市町村職員の意識の醸成を図ったところでございます。

今後とも、私の、国との人的ネットワークやこれまでの経験を生かし、デジタル化の取組を県内全域で広げられるよう努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 永山副知事の人脈等を活用しまして、デジタル田園都市構想が全県下に広がることを要望しておきます。

次に、医師確保についてお伺いいたします。

私の住んでいる西諸医療圏では、残念ながら、小林市民病院の産科が休診になったので、お産をする病院がなくなってしまいました。妊婦検診は、宮崎大学・県立病院の派遣で、どうか週に1回程度行っておりますが、妊婦や家族からは、産科を早く復活してほしいとの声を聞いております。

子育てに必要な小児科についてですが、小児科医の高齢化が進んでいると聞いております。私の住んでいる西諸県では、小児科の病院が少なく、若い小児科医師が少ないので、10年先はどうなるのか心配です。

そこで、県内の小児科の二次医療圏ごとの人数と平均年齢、並びに年齢構成を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 令和2年12月末時点の県内の小児科医師数は139名で、平均年齢は50.7歳となっております。年齢構成につ

きましては、30代以下が41名、40代が30名、50代が22名、60代以上が46名となっており、60代以上が全体の約3割となっております。

二次医療圏ごとの人数と平均年齢につきましては、宮崎東諸県圏域は全体の約半数の75名であり、平均年齢も、最も若く47.5歳となっている一方で、延岡西臼杵圏域は13名で55.0歳、日向入郷圏域は7名で54.0歳、西都児湯圏域は9名で59.0歳、日南串間圏域は10名で59.9歳、都城北諸県圏域は21名で49.5歳、西諸圏域は4名で56.0歳となっております。

○丸山裕次郎議員 県政の大きな課題である人口減少対策として、県内どこに住んでいても、子供を安全に安心して育てるためには、産科・小児科の医師や看護師等のマンパワーが必要です。

そこで、産科・小児科医師の確保、さらには偏在についてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国が令和元年に発表しました医師偏在指標におきまして、本県は九州で唯一の医師少数県となりましたが、中でも産科・小児科は、医師数も少なく、地域偏在が顕著となっております。

そのため、県ではこれまで、宮崎大学、県医師会、教育委員会等と連携し、高校生向けのフォーラムの開催をはじめ、宮崎大学医学部の地域枠の拡充、医師修学資金の貸与の拡大、キャリア形成の支援等に取り組みますとともに、産科・小児科に関しましては、専門研修資金の貸与や産科医の処遇改善のための支援を実施してまいりました。また、今年度新たに、産科医のやりがいや魅力を伝えるためのPR事業にも取り組んでいるところであります。

引き続き、市町村や関係機関と連携を図りな

がら、産科医・小児科医を含め、地域医療を担う医師の育成・確保を図ってまいります。

○丸山裕次郎議員 産科・小児科の医師数を確保することは大変重要だと理解はしますが、先ほどの二次医療圏ごとの平均年齢の状況を考慮しますと、このままでは偏在がさらに進むことを懸念しております。偏在是正を強く要望しておきます。

次に、農業における事故防止対策等についてお伺いいたします。

J A共済連は、共済金支払いデータを基に、農作業事故の発生要因や傾向の分析結果を今年4月末に発表しております。前回の2018年の結果と比べ、果実や資材などの運搬に伴う農用運搬機事故の重症度が上昇しております。死亡や後遺症などにつながる重大事故は、農業機械で多く、中でもトラクターの危険度が高い傾向は変わらないなどとなっております。

9月1日からは、農作業安全確認運動が始まりました。農業新聞によりますと、農作業事故で亡くなる人の数は、近年減少傾向にありますが、従事者10万人当たりでは10.8人、10年前と比べると24%増加しております。一方、建設業では5.2人で、10年間で24%減少しております。全産業平均は1.2人で減少傾向にある中、農業と他産業の差は拡大傾向にあるなどと報じております。

そこで、直近3年間の本県の農作業死亡事故の発生状況と防止対策の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 本県の直近3年間の農作業死亡事故の発生状況は、平成30年に5名、令和元年及び2年に7名の方がトラクターの転倒などで亡くнаられております。農業従事者10万人当たりでは、それぞれ9.7人、13.8

人、15.8人となり、いずれも全国平均を上回っております。

県では、これまで事故防止対策として、研究会などでの啓発活動を行うとともに、春と秋の農作業安全確認運動推進月間には、関係機関が一体となり、重点的に農業者の安全意識の醸成を図ってきました。

また、昨年から安全啓発のための指導者育成を行っており、今後は、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」を活用した情報提供など、事故防止対策のさらなる啓発に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 7月の農業新聞に、「農家の健診さらに低調 コロナ禍、他職種より」という記事が1面に掲載されました。令和2年度の特定健診の受診率は、農家や自営業が加入する市町村国民健康保険では34%にとどまっており、前年度比で4%減と、他の健康保険より減り幅が大きくなっております。

そこで、令和2年度の本県の市町村国民健康保険での受診率はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 令和2年度の本県市町村国民健康保険における特定健診実施率、いわゆる受診率は、全国平均を2.2ポイント上回る35.9%となっております。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による受診控えのほか、感染拡大防止のための集団健診の規模縮小や延期によりまして、前年度を2.8ポイント下回っております。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、全国平均よりも多少は受診率はよいようではありますが、受診率は低い状況ですので、受診率の向上が図られるよう要望しておきます。

私の知り合いで、若手畜産農家で頑張ってい

た方が急死した事案や、脳梗塞で手足に障がいが残ってしまった事案が昨年続き、大変ショックを受けました。脳梗塞で倒れた方からは、「以前、建設業で従事していたときには毎年健診を受けていたが、専業農家になってからは受けていなかった」という話も伺いました。改めて健診の重要性を感じました。

そこで、農家の健診受診率の向上、健康増進にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 特定健診の受診率の向上は、農業者の健康面だけでなく、本県の農業生産力の維持の面からも大変重要だと考えております。

現在、関係機関が一体となって、健診の周知・啓発を行っているところでありますが、議員の御指摘を踏まえまして、今後は、農政水産部のホームページ「ひなたMAFiN」においても、各地域の健診に関する情報提供とともに、健康管理に関する注意喚起を行うなど、農業者に対する周知・啓発に取り組んでまいります。

さらに、保険者として健診を実施する市町村とも連携を図りながら、様々な機会を捉えて受診を案内するなど、受診率の向上に取り組み、農業者の健康の維持・増進を目指してまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、ホームページ「ひなたMAFiN」において、各地域の健診に関する情報を提供していくとのことではありますが、現場で起きている事案等を紹介したり、健康診断の大切さや事故防止についての啓発について工夫する必要があることを要望しておきます。

次に、持続的な畜産経営についてお伺いします。

世界の穀倉地帯であるウクライナへのロシア侵攻や、今後、新型コロナウイルスの収束に伴い、世界経済の回復や、世界的には人口増加が続いており、穀物をこれまでのように容易に輸入できない状況が迫っているのではないかと考えております。トウモロコシ・小麦・大豆のほとんどを輸入に頼っている日本にとって、食料安全保障が大きな課題となってきました。

国においても、食料安全保障としての予算の概算要求で、飼料用米やトウモロコシなどの国産飼料の生産・流通の拡大、さらに、国産小麦・米粉などの生産・需要拡大や、価格転嫁の円滑化も掲げております。

本県農業産出額の6割を超す畜産経営においては、多くの飼料を輸入に頼っており、今後、飼料価格の高値が続くことが予測され、今後の畜産の行方が心配であります。

そこで、今後の畜産振興にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、畜産を取り巻く様々な課題を解決し、持続可能な魅力ある畜産業の発展を目指して、昨年「みやざき畜産共創プラン」を策定しました。

本プランでは、家畜防疫の強化を畜産経営の土台として、スマート畜産等を活用した生産性向上、分業体制の構築などによる担い手の育成、耕畜連携による飼料自給率の向上、販売力の強化や輸出拡大など13の項目を立て、畜産の振興を図ることとしております。

また、このプランを機動的に進めるため、3つの部会を立ち上げ、推進しているところであり、配合飼料価格の高騰をはじめとする喫緊の課題に対しても、この中の「持続可能な畜産振

興部会」により、輸入飼料依存からの脱却に向けて、スピード感を持って取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 畜産経営をするのに不可欠なのは、堆肥の処理であります。これまで、化学肥料を製造するために、リンやカリウムなどの多くの原料を輸入に依存しておりましたが、ロシアのウクライナ侵攻や円安により、化学肥料が一気に高騰したことを受け、堆肥の有効活用に注目が集まっております。

また、環境保全型の農業や土づくりの観点からも重要性が増す一方、堆肥の広域流通や品質の安全には課題があることから、九州農政局では、熊本県で堆肥活用のモデルとなる仕組みをつくり、九州各県に普及させたいという報道がされております。

そこで、本県の堆肥活用の状況と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 畜産県である本県では、良質な堆肥の生産と農地への還元を基本に、県外や農業外などへの広域流通にも取り組んでいます。

このような中、昨今の化学肥料の価格高騰とも相まって、県内における良質堆肥の有効活用が今まで以上に重要となってきました。

このため県では、専門的な技術指導ができる畜産環境アドバイザーを養成し、畜産農家への適正な管理指導を行うとともに、堆肥供給者リストを耕種農家向けに公表するなど、良質な堆肥生産と利用促進に取り組んでおります。

今後は、これらの取組に加え、輸送効率の改善に向けた堆肥のペレット化や、化学肥料と堆肥を混合した複合肥料の製造への支援に取り組むなど、県内での堆肥活用の促進に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 最後に、和牛の振興についてお伺いいたします。

5年に一度の和牛の祭典、全国和牛能力共進会鹿児島大会が来月行われます。前人未踏の4大会連続内閣総理大臣賞獲得に向け、畜産農家・JA・関係団体・県市町村が「日本の努力と準備」を合い言葉に、懸命に今でも頑張っていることに敬意と感謝を申し上げ、ぜひ4連覇という栄冠を望んでおります。

そのような中、7月の和牛子牛取引価格を見ますと、鳥取中央は72万1,000円余の平均であるのに対し、宮崎中央は57万8,000円余、都城は62万8,000円余、小林は59万5,000円余となっております。鳥取県の取引数が少ないのを考慮しても、10万円以上の価格差が出ているのが気になります。

また、和牛生産地帯となった北海道南北海道では71万7,000円余、北海道十勝では72万8,000円余、北海道北見は71万8,000円余となっております。北海道とも10万円以上の差が出ております。

全国平均の取引額は64万3,000円余になっております。本県の平均は60万2,000円余になっており、全国よりも4万円以上安くなっております。

そこで、和牛子牛取引価格が低下しているが、その分析と対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 子牛価格の低下の要因は、肥育農家がコスト低減を図るため、導入を控えたことによると分析しておりますが、その背景には、配合飼料等の価格高騰により生産費が増加し、今後の経営が見通せないという現状があります。また、競りの状況を見ると、発育のよい子牛は高値で取引される一

方、発育の悪い子牛は価格が上がらない状況が見受けられ、肥育農家がより生産性の高い子牛を求めているためと考えています。

このため、県としましては、肥育農家に対しては、国の経営安定対策事業の活用を推進するとともに、子牛生産農家に対しては、改めて、子牛育成マニュアルに基づく飼養管理の徹底を関係機関と連携して指導することにより、肥育農家の求める子牛づくりを推進してまいります。

○丸山裕次郎議員 さて、今回の全共では、枝肉の審査項目に「脂肪の質」を本格的に取り入れることになっており、これまでひたすらサシを求めてきた和牛改良に新たな評価軸が加わり、和牛新時代への転換点となるとも言われております。

食肉市場では、脂肪の質に関わるオレイン酸をはじめとする、一価不飽和脂肪酸の含有率を測定する技術が確立し、実際に取り入れる市場が徐々に増えてきております。

隣の大分県では、オレイン酸含有率55%以上で、配合飼料に米油を混ぜて与えた牛肉を「豊味（うま）いの証」として、2011年に銘柄化しております。

鳥取県では、「鳥取和牛オレイン55」の銘柄を打ち出し、2021年4月から、雌子牛の競り名簿に、一般的な6形質に加え、おいしさに関する判断材料として「ゲノム育種価」の表示を始めております。

本県としても、日本一・世界一の和牛ブランド県として、脂肪の質について積極的に取り組むことが必要だと思っております。

そこで、今後の和牛振興に欠かせなくなる脂肪の質について、どのような戦略を持って取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、これまで、肉量や肉質の向上を目指した和牛の改良を進めてきたところであり、その結果、世界に認められる宮崎牛ブランドをつくり上げました。

近年では、牛肉のおいしさの要因の一つとして脂肪の質が注目されており、今後は、これに着目した改良や飼養技術の研究が必要となっております。

このため、畜産試験場において、県内で生産された肥育牛の脂肪の質に関するデータを収集・分析し、おいしさの検証を進めることに加え、脂肪の質に着目した種雄牛の造成を図るため、関係団体と共に、関連する遺伝子を解析し、選抜を行うなど、県内肉用牛の脂肪の質の向上に努めているところです。

○丸山裕次郎議員 答弁にありますとおり、脂肪の質に着目した種雄牛の造成に努めているということでありまして、一日も早い種雄牛の造成をお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会